

はじめに

本市では、平成12年3月に久留米市環境基本計画を策定し、久留米市の望ましい環境像として「持続的発展が可能な環境共生都市・久留米」と定め、さまざまな環境施策を進めてまいりました。この間、市民の皆様のご協力により、環境保全への取組が一步步前進してきたことに対し感謝申し上げます。



しかしながら、計画策定以降に久留米広域合併や中核市に移行するなど、市を取り巻く環境の変化がありました。さらに地球温暖化の問題や生物多様性を脅かす地球規模の環境問題がクローズアップされ、市民の皆様の環境に対する意識も刻々と変化してきております。

こうした社会的状況の変化や様々な環境問題を十分に反映し、環境への負荷が少ない持続的発展が可能な社会を実現するために、このたび、新しい久留米市環境基本計画を策定いたしました。

環境問題は私たちの身近な生活や事業活動から引き起こされていることから、市民、事業者の皆様との協働なくしては問題の解決を図ることはできません。そこで、こうした認識を実践行動に移すため、市民、事業者の皆様が主体となった様々な施策を展開していきたいと考えております。

本市の豊かな自然環境と快適な生活環境を築き、そして守ることができるよう市民、事業者の皆様には、この環境基本計画の趣旨をご理解いただき、積極的なご参加とご協力をお願い申し上げます。

最後に、この計画の策定にあたりご審議いただいた久留米市環境審議会の委員の皆様を始め、多くの貴重なご意見・ご提言をいただいた市民、事業者の皆様、この場をお借りし、厚くお礼申し上げます。

平成23年3月

久留米市長 檀 原 利 則

久留米市環境基本計画 目次

序章 計画策定にあたって

第1章 久留米市の姿・地球の未来

第1節	久留米市の姿	4
第2節	久留米市の環境の移り変わり	9
第3節	地球の未来	18
第4節	市民・事業者のアンケート結果	20

第2章 計画の枠組み

第1節	計画の位置づけ	30
第2節	対象とする分野	31
第3節	対象の範囲	32
第4節	計画の期間	32

第3章 環境先進都市をめざして

第1節	めざすまちの姿	34
第2節	基本目標	36

第4章 どう取り組むか（施策の方向と具体策）

第1節	地球市民として、未来を守る〈低炭素社会の構築〉	42
第2節	「もったいない」の心があふれる暮らし〈循環型社会の構築〉	48
第3節	自然とふれあい、自然と生きる〈豊かな自然環境の保全と共生〉	52
第4節	心地よい暮らしを守る〈快適な生活環境の保全〉	56
第5節	みんなで考え、行動する〈市民環境意識の向上と協働の促進〉	61

第5章 計画のめざすもの

第1節	数値目標	68
第2節	行動計画	69

第6章 計画の推進体制

第1節	各主体の役割	72
第2節	計画推進の仕組み	74

資料編

序 章

計画策定にあたって

計画策定にあたって

これまでの環境基本計画と背景

本市では、平成11年4月に「久留米市環境基本条例」を制定、翌12年に「久留米市環境基本計画」を策定し、様々な環境政策を推進してきました。この計画は、本市の環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するもので、これまでに「*久留米市地球温暖化防止実行計画」の推進や*環境マネジメントシステムの導入といった率先行動をはじめとする、様々な施策を推進し、本市における環境行政の中心的な役割を果たしてきました。

また、環境基本計画の施策の方向に沿って本市の事業施策に関して、行動計画を策定し、全庁的な130事業に及ぶ施策や環境負荷の少ない日常的な行動の実施などを行いました。

計画策定から11年が経過し、各種リサイクル関連法をはじめとする環境関係法令の整備が次々と進められました。しかし、地球規模の環境問題に目を向けてみると、*地球温暖化問題や*オゾン層の破壊、熱帯林の減少、砂漠化など地球規模での人類の生活基盤そのものに関わる問題が発生するなど、環境基本計画策定後の環境をめぐる情勢は大きく変化してきています。

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動・生活様式の定着や都市化の進展により、大気汚染や廃棄物の増加等、様々な形で*都市・生活型公害の発生が見られるようになり、こうした日常生活や事業活動に伴う環境負荷の増大は、地球温暖化など*地球環境問題の原因のひとつと考えられています。

久留米市環境基本計画（2011—2020）策定にあたり

私たちは、地球環境の大きな恵みに支えられて健康で文化的な生活を送ってきました。環境は、生態系の均衡により成り立っており、すべての生命を育むとともに、生存の基盤として将来の世代と共有しています。私たちは誰もが、環境への負荷が少なく、持続的発展が可能な社会の下、健康で安全、安心かつ文化的な生活を営む権利を有しています。そして、現在、物の豊かさにより与えられた便利で効率的な生活様式を手に入れました。

しかしながら、このような生活の中で、「旬」や「四季」など自然を感じる心の豊かさが失われてきています。豊かで快適な暮らしを維持し、自然を感じるができる活力ある地域づくりを行うことは、私たちの幸福に繋がるとともに、現世代が果たすべき将来世代に対する責務でもあります。

そういった中で、地球温暖化や*エネルギー問題に対する関心、自然と調和したまちづくりに対するニーズなど、環境問題に関する意識も高まりを見せ、市民や事業者による様々な取組が生まれ、育ちつつあります。

このため、「久留米市環境基本計画（2011～2020）」を策定し、ますます複雑化、多様化、深刻化してきている環境問題や社会情勢により効果的に対応し、恵み豊かな快適な環境の中で地域から環境負荷を低減し、環境優先の理念を掲げ、かけがえのない地球を未来へ引き継ぐことができる持続的発展が可能な地域社会の実現をめざします。



第1章

久留米市の姿・地球の未来

第1章

久留米市の姿・地球の未来

第1節 久留米市の姿

(1) 市の位置と地勢

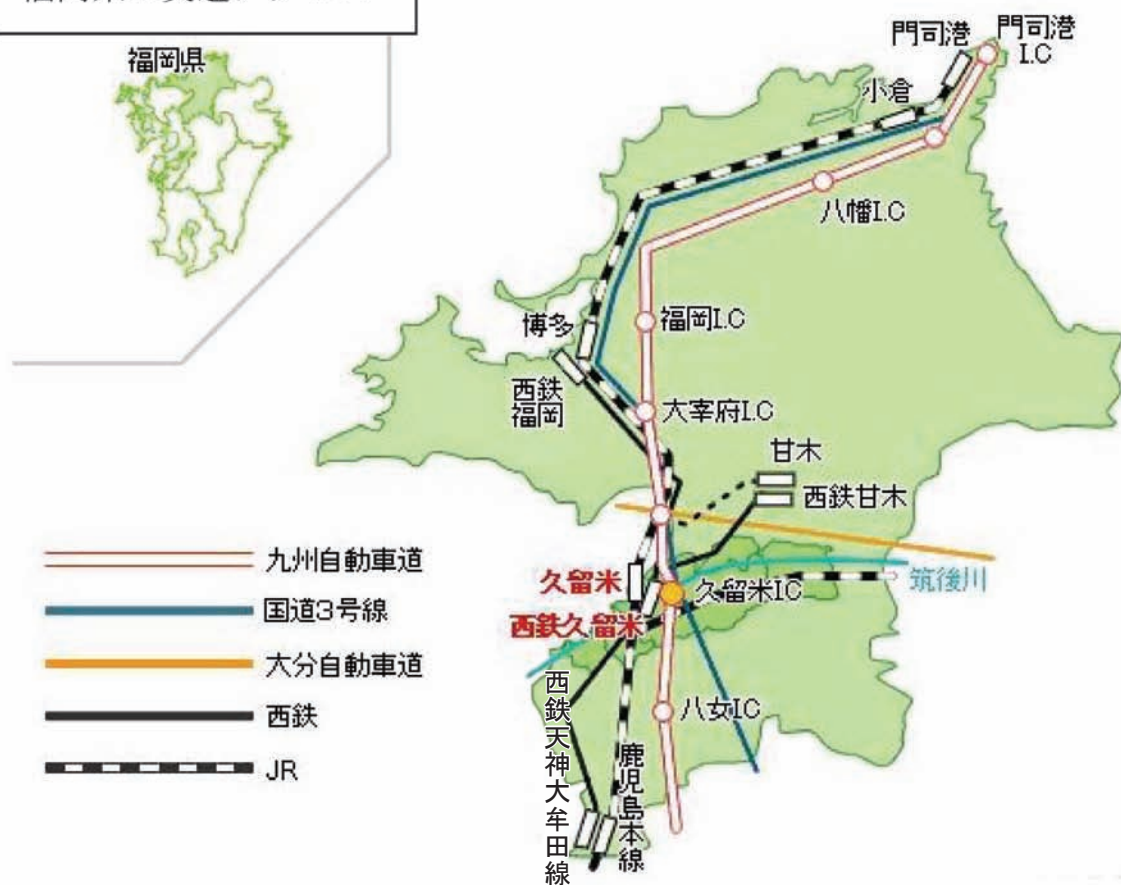
① 位置

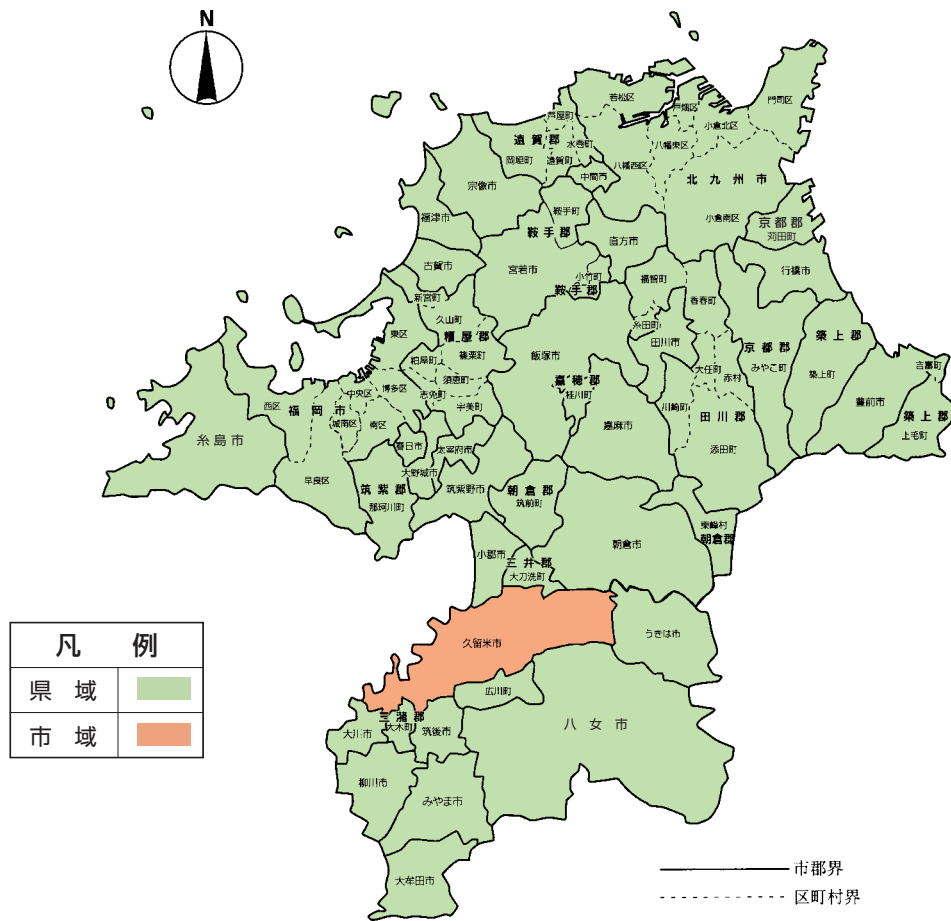
本市は、東経135度30分 北緯33度19分、福岡県南西部に位置し、九州の中心都市である福岡市から約40kmの距離にあります。市域は東西32.27km、南北15.99kmと東西に長い形状を示し、行政面積は229.84km²となっています。

平成17年2月の近隣4町（田主丸町、北野町、城島町、三潞町）との広域合併により市域は拡大し、平成20年4月には中核市に移行し、福岡県南地域の中心都市としての機能を果たしています。

また、九州自動車道と大分・長崎自動車道のクロスポイントや、福岡・佐賀の2つの空港にも近く、九州新幹線鹿児島ルートが全線開通し、九州の交通の要衝となっています。

福岡県の交通アクセス





② 地勢

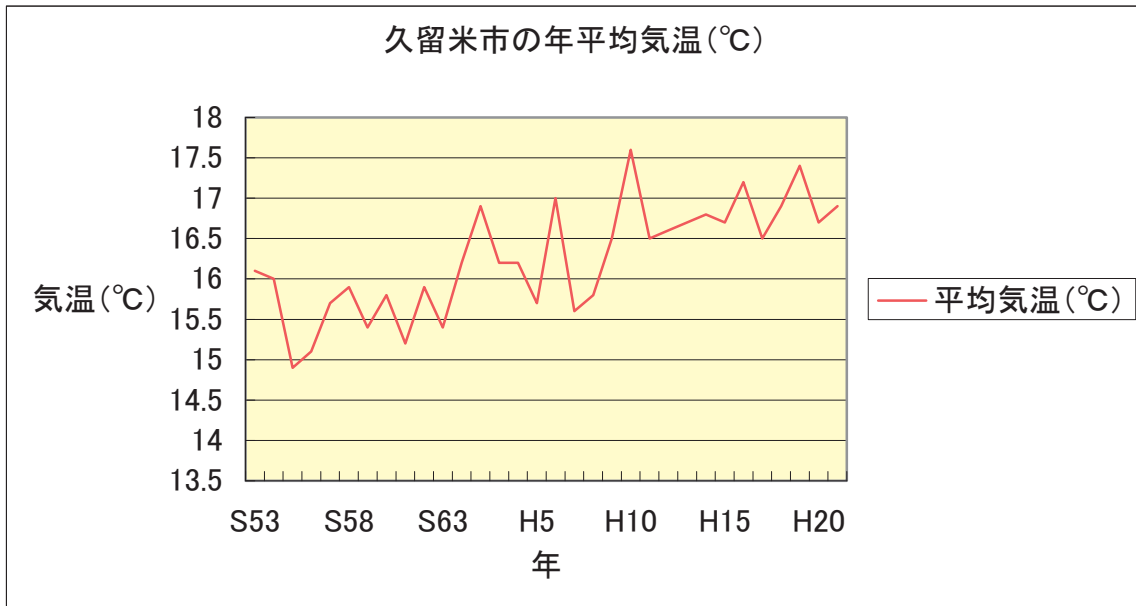
市の北東部から西部にかけて九州一の大河・筑後川が流れ、筑後川に沿って南側を東西に耳納山、高良山、明星山などの山々が連なっています。全体的に東南の山麓・丘陵地から、西北から西部にかけて緩やかに傾斜し、筑後川によって形成された広大な※沖積平野の平坦地に続いています。



(2) 気候

本市は^{*}内陸型気候区に属し、雪は少なく、温暖で四季の変化に富んでいます。ここ数年の平均気温は17℃前後で推移しており、数十年スパンで見ると平均気温は確実に上昇しています。

年間降水量は1,800mm程度で、特に梅雨期に集中するとともに、降水量の年変化が大きく、近年では^{*}地球温暖化の影響で^{*}ゲリラ豪雨の発生頻度が増加したことにより、浸水被害に見舞われることもあります。



出典：気象庁ホームページ

(3) 人口

本市は、平成17年2月の広域合併の結果、平成23年1月1日現在の人口は、303,027人、世帯数は121,328世帯、1世帯当たりの人数は2.5人となっています。

また、人口に占める65歳以上の高齢者の割合は平成23年1月1日現在、21.7%です。これからは、高齢者人口の割合は増えていき、少子高齢化がより一層進んでいくものと考えられます。

年次	人口(人)			高齢者比率(%)	世帯数(戸)	1世帯人員(人)	人口密度(人/km ²)
	総数	男	女				
平成2年	294,665	140,716	153,949	12.4	91,496	3.2	1,282
平成7年	302,741	144,468	158,273	14.4	100,409	3.0	1,317
平成12年	304,884	144,814	160,070	16.9	107,612	2.8	1,326
平成17年	306,434	145,210	161,224	19.3	113,400	2.7	1,333
平成22年	303,027	143,679	159,348	21.7	121,328	2.5	1,318

出典：国勢調査報告（平成2年～平成12年は旧4町分合算）、平成22年は住民基本台帳より平成23年1月1日現在の値を抜粋

(4) 産業

① 農業

本市の農業は、県内最大の農業産出額を誇る本市の基幹産業であり、米麦をはじめ、野菜、緑花木・苗木類、畜産、花き、果実など多種多様な農産物が生産されています。

しかしながら、農産物価格の低迷、農業資材の高騰などにより、農業経営は厳しい状況にあり、農業後継者の減少や耕作放棄地の増加など、農村地域の活力低下が懸念されています。

② 工業

本市の工業は、繊維産業、ゴム工業を中心に発展してきました。現在は、本地域が有する様々な強み・特色や潜在力を積極的に活用し、ゴム産業に続く新たな基幹産業・次世代産業の創出、育成、集積を推進しています。

③ 商業

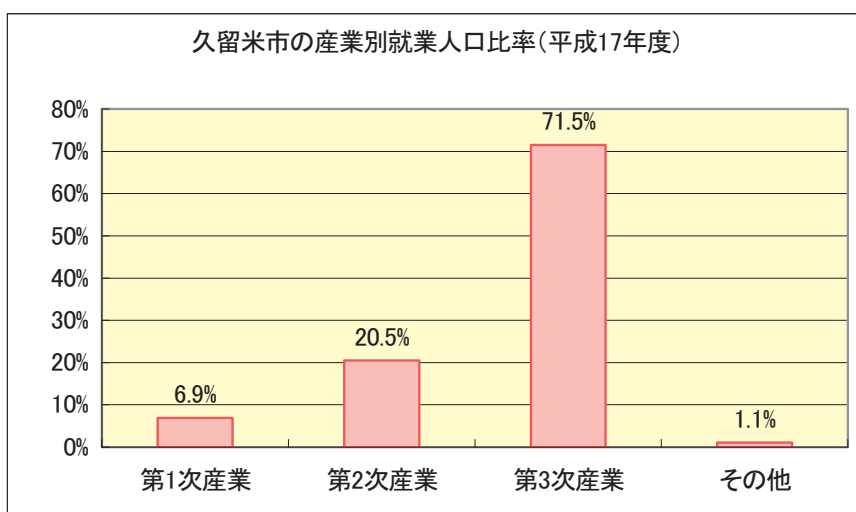
本市は、筑後地域だけでなく、佐賀県や大分県の一部をも商圏とする県南最大の商業都市として発展してきました。

市中心部には、百貨店や中心商店街が集積していますが、近年は、郊外大型店舗の立地等により、百貨店の撤退や店舗の閉店など大きな影響を受けています。

④ その他

本市は、古くから「医者まち」と呼ばれ、市内には35の病院と300を超える診療所など多くの医療機関があり、人口1,000人あたりの医師数は全国トップクラスです。さらに、高度な医療や検査機能を有する病院も多くあります。

また、産業別就業人口は、第3次産業の割合が全体の70%以上を占めており、増加傾向にある一方で、第1次産業・第2次産業の割合は減少傾向にあります。



出典：久留米市統計書

【産業分類について】

第1次産業・・・農業・林業・水産業など

第2次産業・・・鉱業・工業・建設業など

第3次産業・・・商業・運輸通信業・金融保険業・公務・その他のサービス業

(5) 土地利用

久留米市の土地利用面積は、農地が91.88km²と最も多く、次いで宅地が40.46km²となっています。都市化の進展や経済の発展に伴い、農地面積は減少傾向、宅地面積は増加傾向にあります。



山林は、輸入材の増加により木材価格が長期低迷し、経済林としての価値が低下する中、林業従事者の減少と併せて間伐や枝打ちなどの作業が停滞しており、山林が持つ保水や災害防止などの公益的機能の低下が課題となっています。

また、一定期間耕作を行わない遊休農地や耕作放棄地が年々拡大しており、農地の所有者、耕作者による農地の適正な管理が求められています。

土地利用

(平成21年1月1日現在)

区 分	面 積 (km ²)	構 成 比
農地 (田・畑)	91.88	40.0%
宅 地	40.46	17.6%
山林・原野	18.21	7.9%
そ の 他	79.29	34.5%
合 計	229.84	100.0%

出典：久留米市統計書

第2節 久留米市の環境の移り変わり

1. 自然環境

(1) 自然特性

本市を流れる筑後川の中流部は、かつては典型的な蛇行河川でしたが、度重なる洪水を防ぐための治水工事により、河川の直線化が進められました。また、市域に多く見られる筑後川本流に中小河川が合流する付近は低湿地の洪水常襲地であったため、*自然堤防上に集落が立地し*後背湿地が発達してきました。さらに、市街地は高良川が形成した古い*扇状地上にあり、小河川沿いには*河岸段丘がみられます。

市域の南東部を占める耳納山地は、東西方向に断層線が並行して走る典型的な*断層山地で、山麓には複合扇状地が発達しています。南部には耳納山地から続く高良台丘陵があり、西流する小河川の浸食によって丘陵が分断されており、地質的に貴重な地域になっています。平野部は、筑後川の堆積作用によってできた*沖積層が広大な水田として広がっており、クリークやため池が多く、ヒシ、ホテイアオイなどの水草やカササギ・ムクドリなどの野鳥のほか、ニッポンバラタナゴやカゼトゲタナゴなどの低平地のクリークに特有の魚がみられます。また、田主丸町の用水路では、ヒナモロコの生息も確認されています。

山地は古生代の*変成岩からなる山で、スギ、ヒノキなどの針葉樹林の他、暖地性・低山性の照葉樹林に覆われており、ここには野鳥、昆虫をはじめ多くの動物が生息しています。

河川は、平野部の中心を筑後川が流れ、筑後大堰から下流は有明海の干満の影響を受け、*汽水水域が生じ、エツなどの珍しい魚も生息しています。中流域は護岸工事が進み、河川敷もスポーツ公園や採草場などに利用され、単純な植生となっていますが、高良川をはじめとした支流の上流域には自然植生が残されています。

また、本市は、「福岡県立自然公園条例」に基づいて、筑後川や耳納山地が筑後川県立自然公園として指定を受けており、その総面積は4,881haで、市域面積の21%を占めています。その他、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づいて、高良山鳥獣保護区1,186ha及び銃猟禁止区域として、久留米（1,200ha）、西牟田（350ha）、久留米東部（724ha）、筑後川河川敷（300ha）の4地区が設定されています。さらに、「森林法」に基づいて、1,582haの保安林が指定され、本市の森林面積3,357haの47.1%を占めています。

これらの自然とふれあう場として、筑後川県立自然公園内の耳納山地には自然歩道が整備され、自然散策コースとして市民に親しまれています。さらに、高良山周辺の市有林を四季の森として位置づけ、四季折々の森のすばらしさや生物とふれあう活動を行うふれあい教室や市民グループによるハイキングの開催など、市民の憩いの場となっています。



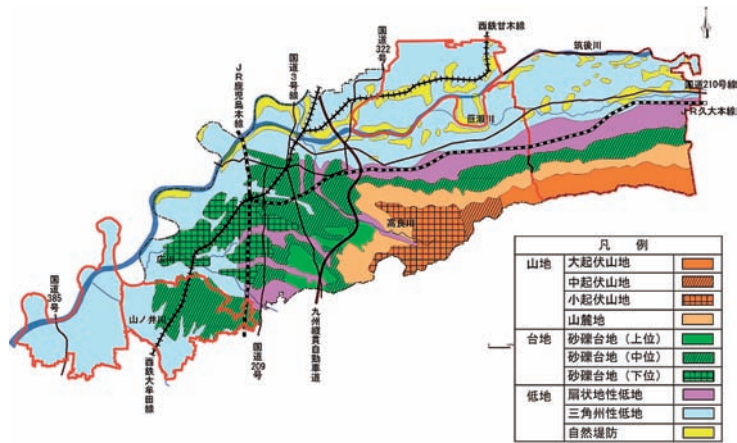
■ 蛇行河川（筑後川）



■ 耳納山地



■ ヒナモロコ（撮影：橋本哲男）



■ 地形図

（出典：土地分類図 福岡県 昭和45年 財団法人日本地図センター）



■ 地質図

（出典：土地分類図 福岡県 昭和45年 財団法人日本地図センター）

(2) 貴重な自然環境

本市には、文化財保護法による天然記念物や、環境省、福岡県が発行している※レッドデータブックに掲載されている貴重な自然環境が存在しています。

地 形	水縄断層、筑後川の蛇行、河岸段丘など
地 質	天武の大地震で生じた断層跡など
植 物	キンメイモウソウチク、アイヌリトラノオ、エダウチホングウシダ、カミガモシダ、コウラカナワラビ、アイコハチジョウシダ、バイカイカリソウ、ツキヌキオトギリ、ツチグリ、リンドウ、スズムシバナ、サワギキョウ、キンラン、セッコク など
哺 乳 類	カヤネズミ など
鳥 類	カンムリカイツブリ、ハイタカ、オオヨシキリ、チュウサギ、アオバズク、サシバ、キビタキ、ヤマドリ、オオルリ、ミサゴ、イカルチドリ、タマシギ、ハヤブサ、コアジサシ など
両生・爬虫類	スッポン、シロマダラ など
昆 虫 類	アカシジミ、コツバメ、クロシジミ、コムラサキ、ヒメマダラセセリ、オオチャバネセセリ、ウラギンヒョウモン、ベニイトトンボ、コオイムシ、ホシミスジ、エサキアメンボ、オオアメンボ、オオミノガ、オオマドボタル など
魚 類	アリアケヒメシラウオ、ヒナモロコ、アリアケギバチ、ヤマノカミ、エツ、アユ、ヤリタナゴ、セボシタビラ、カネヒラ、ニッポンバラタナゴ、カゼトゲタナゴ、アリアケギバチ、メダカ、オヤニラミ、ウナギ、ツチフキ、アブラボテ、ヤマトシマドジョウ、ドジョウ、スジシマドジョウ（小型種） など



■キンメイモウソウチク



■コムラサキ



■ニッポンバラタナゴ



■アオバズク

2. 文化歴史環境

(1) 都市景観

イチョウの木が一行に並ぶ本市のメインストリートである明治通りや、ケヤキが植樹され緑豊かになったブリヂストン久留米工場の正面から篠山、旭町に通じるブリヂストン通りは、市街地の自然景観を代表するスポットであり、四季の変化に応じて、木々の様々な姿をみることができます。

また、JR久留米駅、西鉄久留米駅を中心に商業施設やオフィスが集積し、賑わいのある景観を形成し、特にJR久留米駅は、九州新幹線鹿児島ルートが全線開通したことにより、広域の玄関口となり、今後急速に駅周辺の整備が進んでいくものと考えられています。

さらに、市街地を囲むようにして、社寺、都市公園、住宅、文教施設が立地し、筑後川等の河川も隣接していることから、水と緑にあふれる落ち着いた閑静な雰囲気景観を形成しています。

郊外に目を向けると、国道3号、国道210号といった幹線道路や筑後川堤防道路沿いから耳納山地や田園風景を臨むことができ、市街地とは別の自然景観を堪能することができる一方で、大型商業施設が出店したり、ゴム産業をはじめとした工業施設が立地し、今日では新たな研究開発・産業団地が形成されています。



JR久留米駅



ブリヂストン通りの風景

(2) 地域文化・歴史

本市は、豊かな風土に恵まれ、古くより人々の生活が営まれてきました。

交通の要衝でもあった本市には、7世紀の中頃に筑後国を治める役所として筑後国府がおかれ、12世紀後半に至るまで、周辺地域の政治・軍事・経済・文化の核として継続します。高良山には、南北朝期に南朝方の懐良親王^{かねなが}、戦国期に豊後の大友氏、豊臣秀吉の九州征討の際には高良山の吉見岳城に陣がひかれました。

江戸時代の初め元和7年（1621）に久留米藩の初代有馬豊氏が入国すると、城の修築・拡張が進むとともに、徐々に城下町の姿も整い、現在の久留米市中心部につながる基本的な都市構造が完成しました。

このような歴史的な変遷の中で、現在に至るまで周辺地域の政治・経済・文化の中心地とし

て重要な位置を占めています。

現在市内には先人の営みの痕跡である有形・無形の文化財が数多く残されています。それらの中には、筑後国府跡や御塚・権現塚古墳、毎年多くの人々を集める大善寺玉垂宮の鬼夜など、国指定文化財も多く含まれています。地域の伝統的な行事として受け継がれてきた鬼夜や花火動乱蜂、水天宮大祭などは、観光的イベントとしても大きな役割を果たしています。

また、久留米餅・藍胎漆器・城島瓦などの伝統工芸や、銘酒・うなぎ・エツなど食文化の中にも久留米の伝統文化を象徴するものが見られます。

さらに、本市は坂本繁二郎・青木繁など、日本の近代絵画を代表する画家を輩出しており、作品を所蔵・公開している石橋美術館を中心として、復原整備された坂本繁二郎生家や青木繁旧居など、画家の人物的背景を追いながら絵画を楽しむことが可能となっています。

本市では、これらの豊富な文化財の保存・活用のため埋蔵文化財の発掘調査や史跡の保存整備、歴史資料の調査などが行われています。

埋蔵文化財センターでは発掘調査による出土遺物や調査記録を集中管理し、整理・研究を行っています。また、文化財収蔵館では歴史資料の調査・収集・収蔵管理を進めています。これらの施設では収蔵資料の展示や公開も実施しており、体験学習も含めて文化財の活用を推進しています。

本市には指定文化財以外にも地域の歴史・文化・産業を象徴する、建造物をはじめとした多くの歴史遺産が残されています。

今後は市民が歴史・文化とふれあえる場の更なる確保・整備が課題となっていますが、歴史的・文化的な地域資源の調査・保存・継承・活用に、一層の努力を続けていきます。



大塚古墳歴史公園



久留米餅

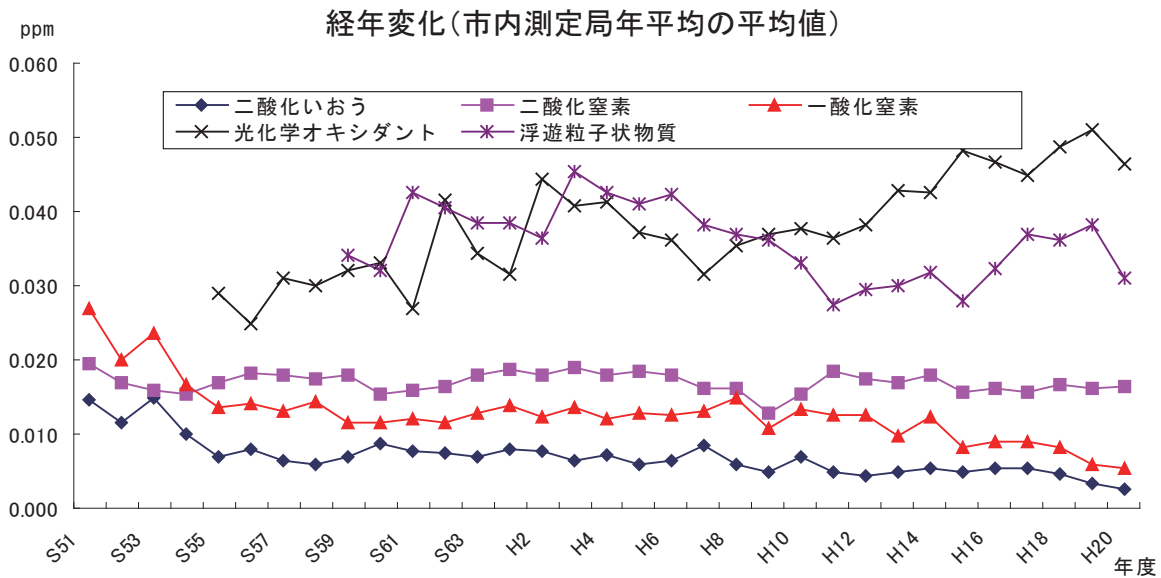
3. 生活環境

(1) 大気汚染

大気汚染物質の代表的なものに、*二酸化いおう、*二酸化窒素、*光化学オキシダント、*浮遊粒子状物質があります。市内には、大気汚染測定局が4か所あり、24時間体制で大気中の汚染物質の濃度を測定しています。

ボイラーなどの重油を燃料として使用している施設から発生する二酸化いおうの大気中の濃度は、昭和48年度の測定開始から昭和50年代半ばにかけて、大気汚染防止関係の法令の整備とそれに伴う排出ガス規制などにより大きく減少し、それ以降は徐々に減少しています。二酸化窒素、浮遊粒子状物質は、年度により多少の変動はあるもののほぼ横ばいで推移しています。

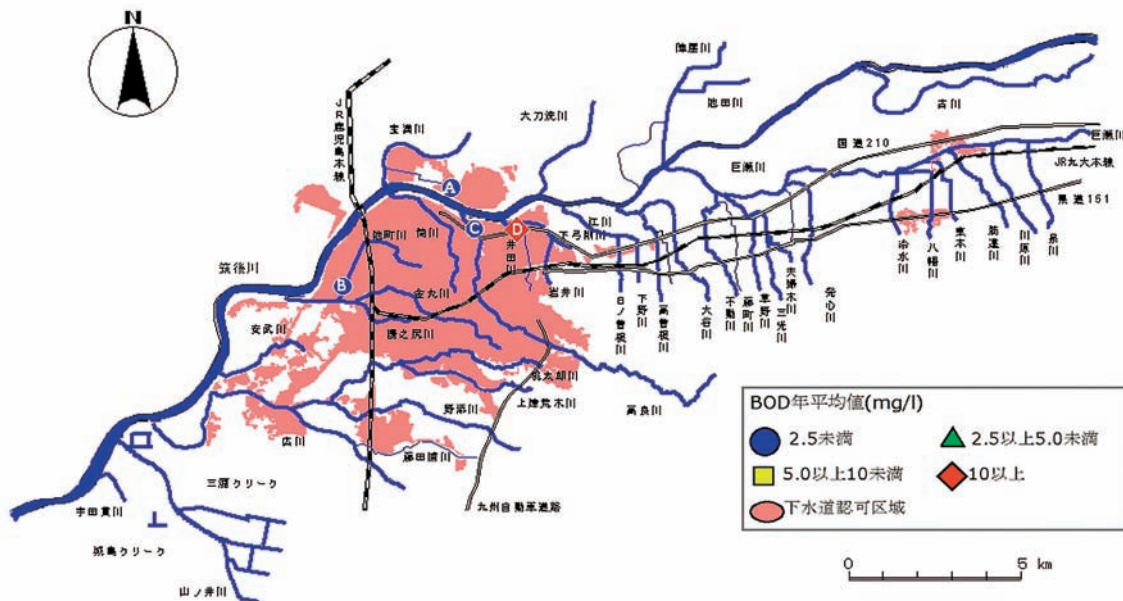
自動車の排気ガスや工場などのばい煙が原因で発生する光化学オキシダントは、全国的にも*環境基準の達成率は低く、本市においても達成していない状況にあります。



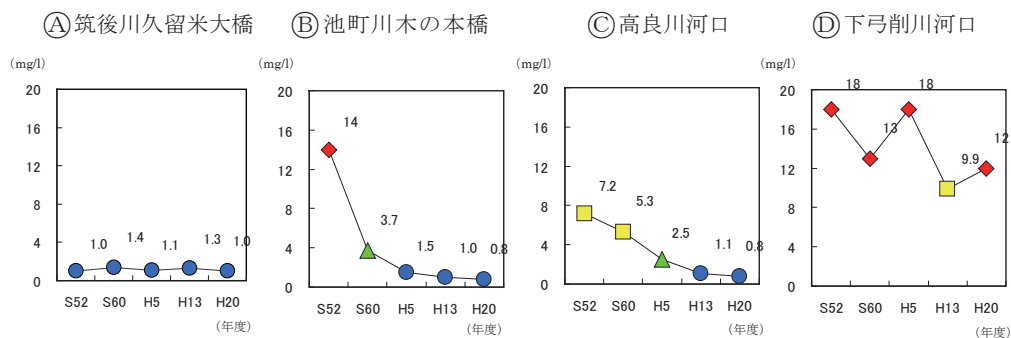
(2) 水質汚濁

水質汚濁の状況を把握するため、本市では筑後川をはじめ市内の主な河川について水質の調査を行っています。本市の代表的な河川である筑後川の水質は、*BOD（生物化学的酸素要求量）75%値で見ると、年度により若干の上下はあるものの環境基準を達成しています。また、市街地を流域とする池町川、筒川、金丸川、高良川などでは公共下水道の整備により、大幅な水質改善がみられています。一方、公共下水道などの排水処理施設未整備地域を流域とする一部の河川では、規制対象外の事業場や住居からの生活排水による汚濁が見受けられます。

また、地下水については、飲料水や生活用水、工業用水として利用されており、その状況を把握するため、*概況調査及び*継続監視調査を実施しています。継続監視調査については、過去に汚染が確認されている2地域で実施していますが、検出濃度は減少傾向にあり、汚染範囲の拡大も確認されていません。



主要河川水質状況（BOD年平均値 平成20年度）



(3) 騒音・振動

騒音・振動の発生源としては、工場、事業場、建設・土木作業現場、国道などの主要幹線道路、また、法規制のない、近隣からの生活騒音など様々なものが挙げられます。

工場、事業場騒音の未然防止を図るため、*特定施設を持つ工場等に対する立ち入り調査を実施し、規制基準を超えていた工場に対しては、改善指導を行っています。また、建設作業についても、特に著しい騒音・振動を発生する作業については、*特定建設作業として、届出が義務付けられています。

主要幹線道路の自動車公害の実態把握のため、毎年、市内の道路数箇所において、騒音・振動の測定を行い、その調査結果は騒音・振動対策や道路整備計画等へ活用されています。

(4) 悪臭

本市における悪臭の発生源としては、焼却以外では、生活や事業活動に伴うものなど多岐に渡っています。本市では、悪臭防止法に基づき、*特定悪臭物質による濃度規制を行っております。しかし、悪臭は典型的な*感覚公害であり、臭気を感じ方に対する原因者と被害者との認識の違いにより解決を困難にしている事例も見受けられます。また、飲食店などの特定悪臭物質以外での相談も増えてきています。

(5) 土壌汚染

土壌汚染は、工場や事業場において有害な物質の不適切な取り扱いによる漏洩や、これらの物質を含んだ排水が土壌に浸透することが主な原因となって引き起こされます。この土壌汚染については、土壌汚染対策法により、土地所有者等による土壌汚染の調査や汚染の対策が義務付けられています。また、汚染が見つかった場合には、市が*区域の指定等を行います。

(6) 化学物質

私たちの身の周りにおいては、様々な産業活動や日常生活の中で、多くの化学物質が利用され、私たちの生活を豊かにする反面、人の健康や生態系に有害な影響を及ぼすものがあります。その中で、特にゴミの焼却や工場・事業場が主な発生源となる*ダイオキシン類が問題になっています。

ダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特別措置法により、工場、事業場における排出基準や措置等が定められています。

(7) ごみ減量・リサイクル

本市では、有料指定袋制度や粗大ごみの有料戸別収集制度、ごみの18種分別収集など様々な施策を実施し、市民・事業者・行政が協働しながら、ごみ減量・リサイクルを推進してきました。

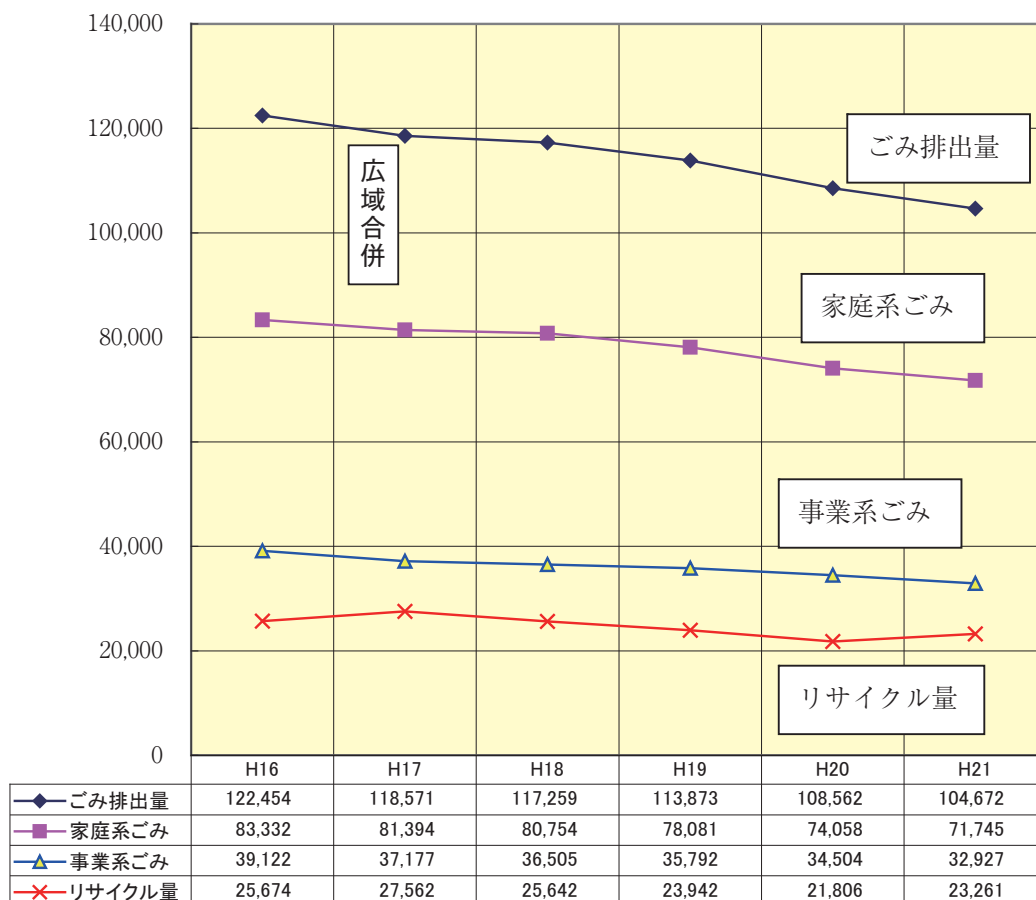
平成17年に、田主丸町、北野町、城島町、三瀨町の近隣4町と合併しましたが、ごみ処理に

関しては、合併以前の1市4町それぞれの分別収集方式でゴミ処理を行っています。ゴミ減量・リサイクルの推進についても、それぞれの持つ処理施設や所属する一部事務組合の処理施設の分別区分に応じ、様々な施策に取り組んでいます。その結果、ゴミ排出量も減少を続けており、また、リサイクル率も20%以上の高い比率で推移しています。

しかしながら、ゴミ処理にかかる環境負荷や処分場の問題など、ゴミ減量・リサイクルの推進は、本市を含む社会全体において、依然として大きな課題となっています。

今後、こうした課題に対応していくためには、市民・事業者・行政が協働して、生活様式や事業活動を見直し、更なるゴミの発生抑制を図り、資源の消費が抑制され、環境への負荷が低減される、持続可能な循環型社会を構築していくことが必要です。

ごみ量の推移



(8) 水資源

水は、私たちの生活そして、あらゆる命を育む源です。本市は、筑後川という豊かな水資源を有し、その恵みを受けて発展してきました。

しかし、都市化の進展や生活様式の変化、事業活動の増大などにより、水を取り巻く環境は厳しくなっています。

水は循環利用が可能な資源ですが、これからも、水質の保全と水資源の有効活用を図っていくことが必要です。

第3節 地球の未来

(1) 地球環境問題の推移

第2次世界大戦後、世界の人口と経済活動は著しい伸びを示し、世界の1次エネルギー供給は、大戦前の4倍強になりました。また、先進国における資源の大量消費・大量廃棄が続き、開発途上地域における人口の増大による食料需要の増大、経済発展のための開発等を背景として、地球環境の悪化が懸念されています。

近年では、*オゾン層の破壊や*地球温暖化といった地球全体に影響を及ぼす環境問題や*酸性雨などの一地域や一国だけに限定されない国境を越える環境問題が発生しており、熱帯林の減少や野生生物の種の減少等の問題も世界各地で進行しています。

(2) 地球温暖化の進行と弊害

国連の推計によると、2050年には世界人口が100億人を突破し、経済活動については、先進国では経済成長が緩やかになり、開発途上地域では南アジア・東アジア地域で経済成長が進む一方で、貧困の改善があまり進まないまま人口が増大していく地域もあるとみられています。

*国際エネルギー機関（IEA）によると、世界の1次エネルギー需要は2030年には2010年の1.5倍に増加すると予測されています。また、*国連食糧農業機関（FAO）によると、穀物生産については、開発途上地域では、生産量の伸びを人口の伸びが上回るため、今後は開発途上地域の純輸入量が増大すると予測され、魚介類の総生産量については、現在の形で漁業活動が続けば、大きな伸びは期待できないと予測され、林産物需要については今後とも高い伸びが予測されています。

「*IPCC（気候変動に関する政府間パネル）第4次評価報告書」によると、ここ100年間で地球の平均気温は0.74℃、平均海面水位は17cm上昇しており、20世紀半ば以降に観測された世界平均気温の上昇のほとんどが、人間の活動に伴って増加した*温室効果ガスによってもたらされた可能性が高いとされています。

高成長型のシナリオでは、21世紀末の平均気温は、化石エネルギー源を重視した場合で2.4℃～6.4℃、平均海面水位は、海水の膨張や氷河の溶解などによって、26～59cm上昇するとされています。

地球温暖化は、異常気象などすでに私たちの生活に影響を及ぼし始めていますが、今後さらに気温が上昇していくと、海面上昇による海岸浸食や干潟の消失、砂漠化による生活領域の縮小、農作物生産量の減収による食糧危機、媒介動物による感染症の流行、熱中症の増加などの影響も出てくると予想されています。

(3) 国際的な取組と我が国の責務

地球温暖化防止に関する対策として、国際的には、1992年に*気候変動に関する国際連合枠組条約（以下「気候変動枠組条約」）が採択され、同年の*国連環境開発会議（地球サミット）において、世界中の多くの国が署名を行い、1994年には条約が発効しました。

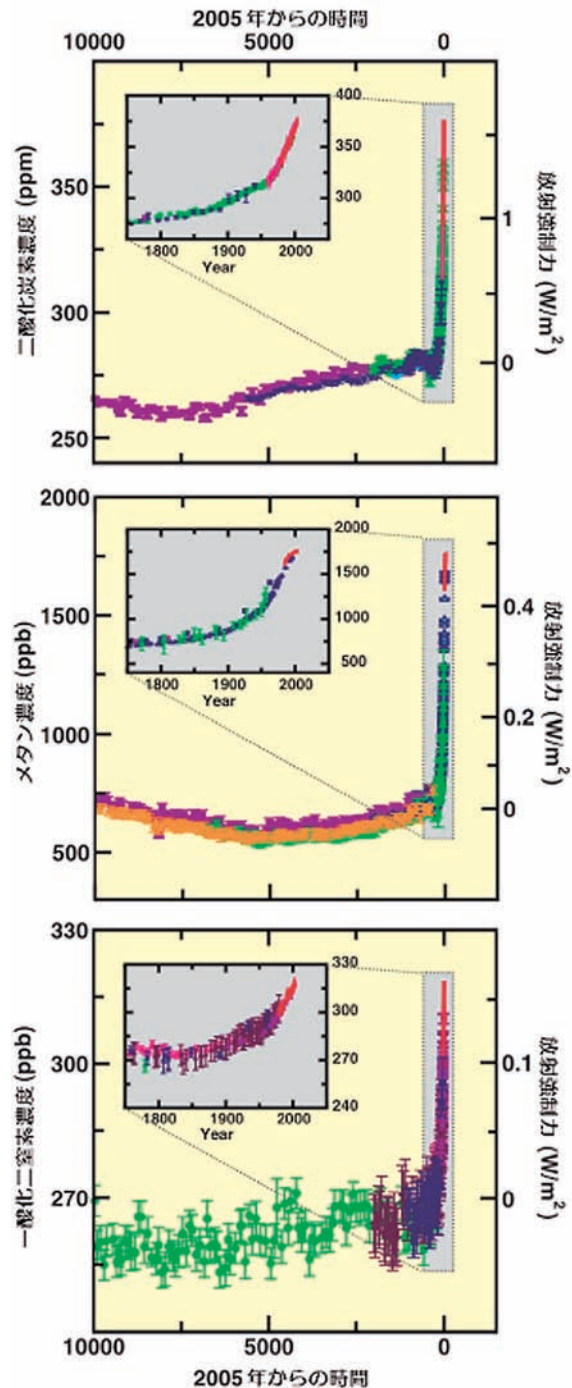
また、1997年には、地球温暖化防止京都会議において、京都議定書が採択され、我が国については、温室効果ガスの総排出量を「2008年から2012年」の第1約束期間に、1990年比で6%削減するとの目標が定められました。

そして、2008年1月のダボス会議では、2050年には世界全体の温室効果ガス排出量を少なくとも半減するという「クールアース推進構想」を表明しました。

2008年7月のG8洞爺湖サミットにおいても、2050年までに世界全体の排出量を少なくとも50%削減するとの目標を気候変動枠組条約の締約国間で共有し、採択を求めることで合意し、2009年7月のG8ラクイラ・サミットにおいては、G8洞爺湖サミットでの合意の再確認と併せて、先進国全体で、1990年又はより最近の複数の年と比して50年までに80%、又はそれ以上、削減するとの目標が支持されました。

国内では、「*地球温暖化対策の推進に関する法律」の制定や「*京都議定書目標達成計画」の策定などによって、我が国の温暖化対策の指針を定め、具体的には、太陽光発電の導入量の大幅拡大等の革新的技術開発と既存先進技術の普及を通じて、低炭素社会の構築を図っていくことが責務と考えています。

氷床コア観測と現代の観測による 温室効果ガスの変化



第4節 市民・事業者のアンケート結果

平成22年度に行った、市民・事業者のアンケート結果は次のとおりでした。

1. 市民アンケート

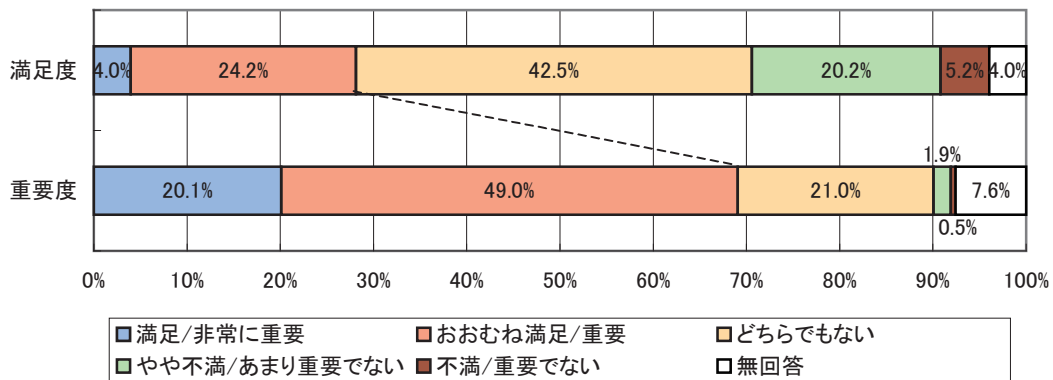
(1) 周辺環境について

アンケート結果から、久留米市の現在の環境については満足している市民の割合は全体的に低く、「どちらでもない」と考えている市民が多いことが分かりました。これに関連して、環境の重要度については、全体的に重要であるとの回答が多くなりました。

現在の環境にあまり満足しておらず、久留米市の環境が将来はもっとよくなって欲しいという気持ちの表われと考えられます。

<環境の満足度、重要度>

問 あなたがお住まいになっている周りの環境に現在どのくらい満足していますか。また、今後どのくらい重要だと思いますか。



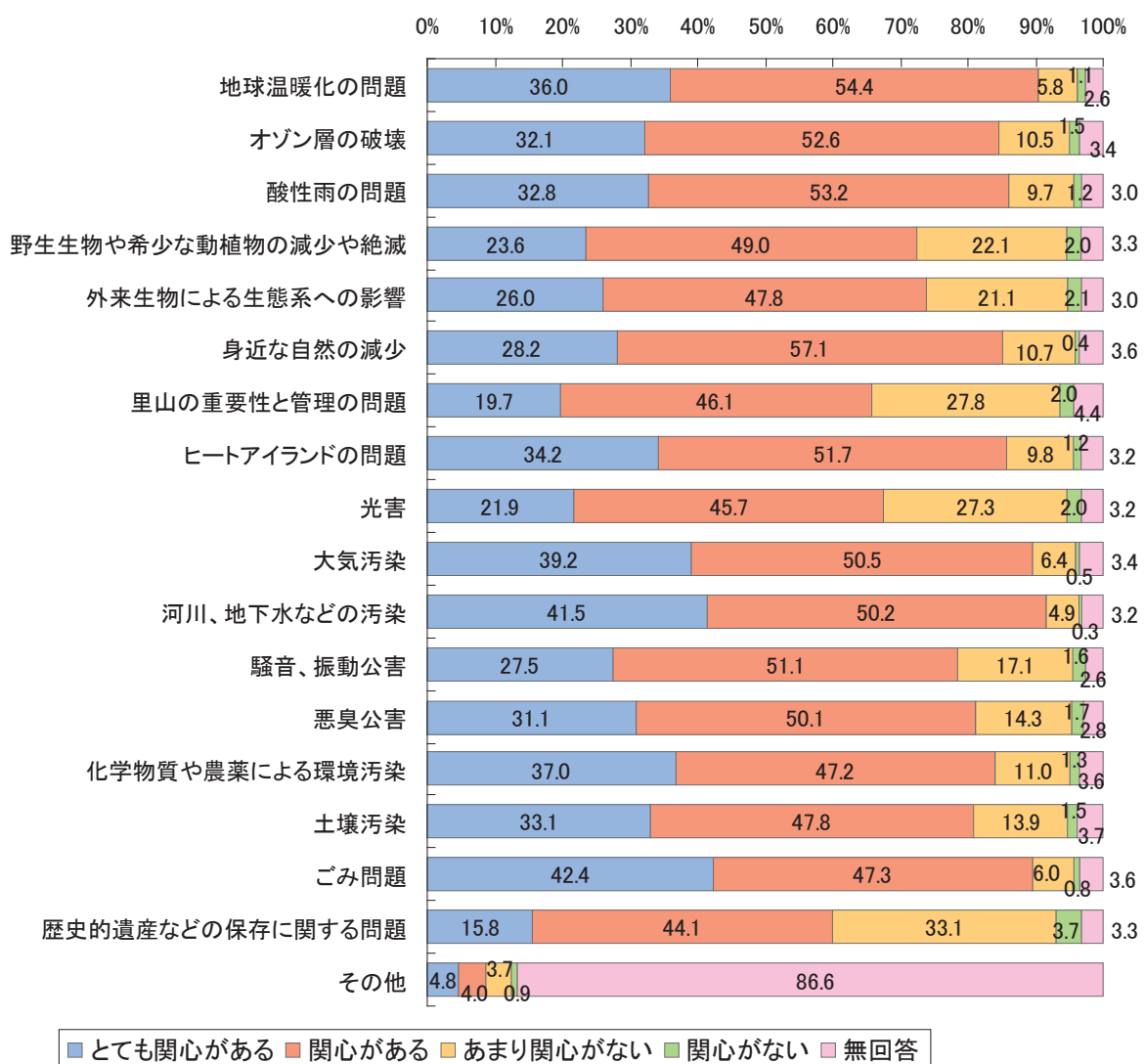
(2) 環境問題について

各環境問題への関心については、全体的に関心が高く、「河川、地下水などの汚染」「地球温暖化の問題」「ごみ問題」「大気汚染」が上位となっています。

また、環境省が全国で行った同様の質問では、「地球温暖化」「森林の減少」「オゾン層の破壊」「大気汚染」が上位となっており、久留米市では水質の悪化やごみ問題に市民の関心があることが特徴となっています。

<環境問題への関心>

問 次の環境問題について、あなたはどの程度関心をお持ちですか。

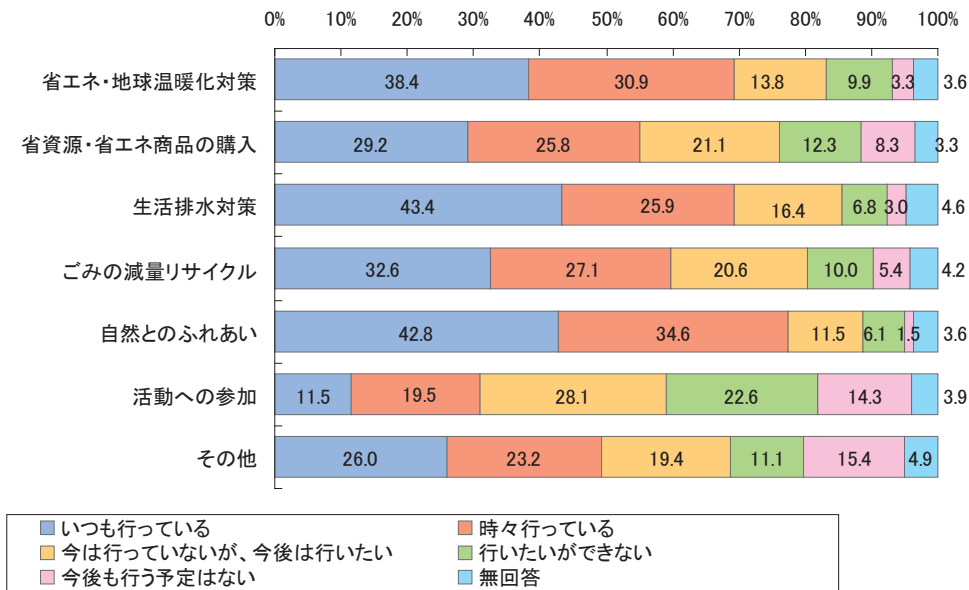


(3) 環境に配慮した取組について

現在行っている日常生活での環境に配慮した取組は、“余暇には自然とふれあうよう心がけている”などの「自然とのふれあい」や、“不要な電気のスイッチをこまめに消す”などの「省エネ・地球温暖化対策」、 “家庭からの排水に油や生ごみなどが混ざらないようにする”などの「生活排水対策」に関する項目が上位となりました。

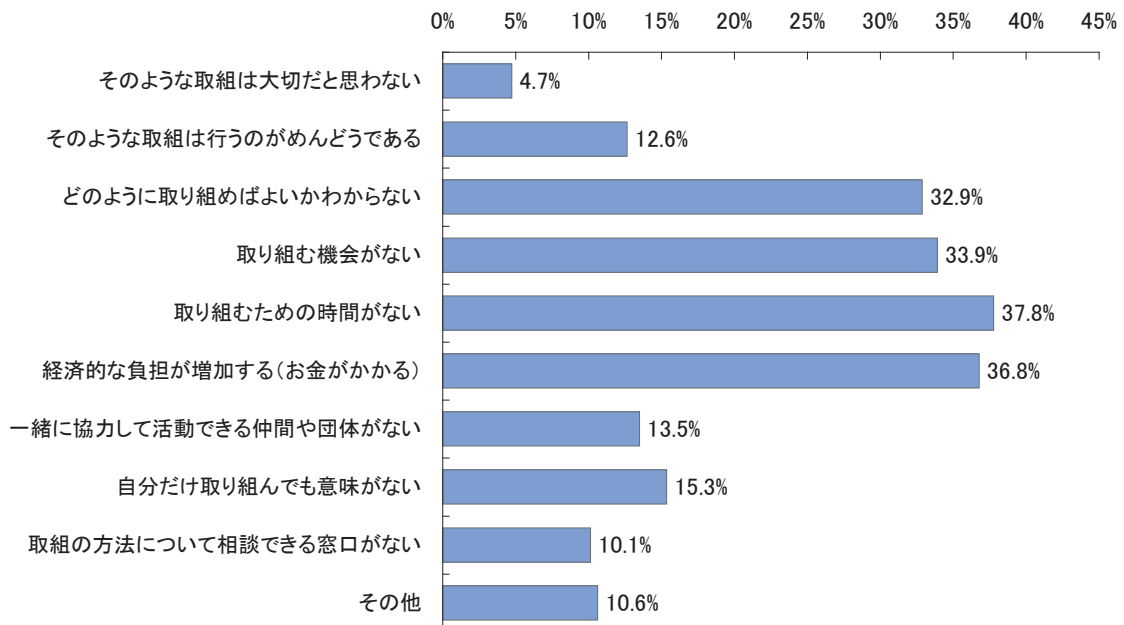
<日常生活での環境に配慮した取組>

問 あなたの家庭では、環境に配慮した取組を行っていますか。



<取組を行えない理由>

問 環境に配慮した取組を行いたくてもできない、あるいは今後も行わない理由として、あなたに最もあてはまる理由は何ですか。



環境に配慮した取組を行いたくてもできない、あるいは今後も行わない理由としては、「時間がない」「経済的な負担が増える」「機会がない」「どのように取り組めば良いか分からない」が上位となりました。

市民が取り組みやすいような仕組みづくりや、取組に関しての情報提供が重要と考えられます。

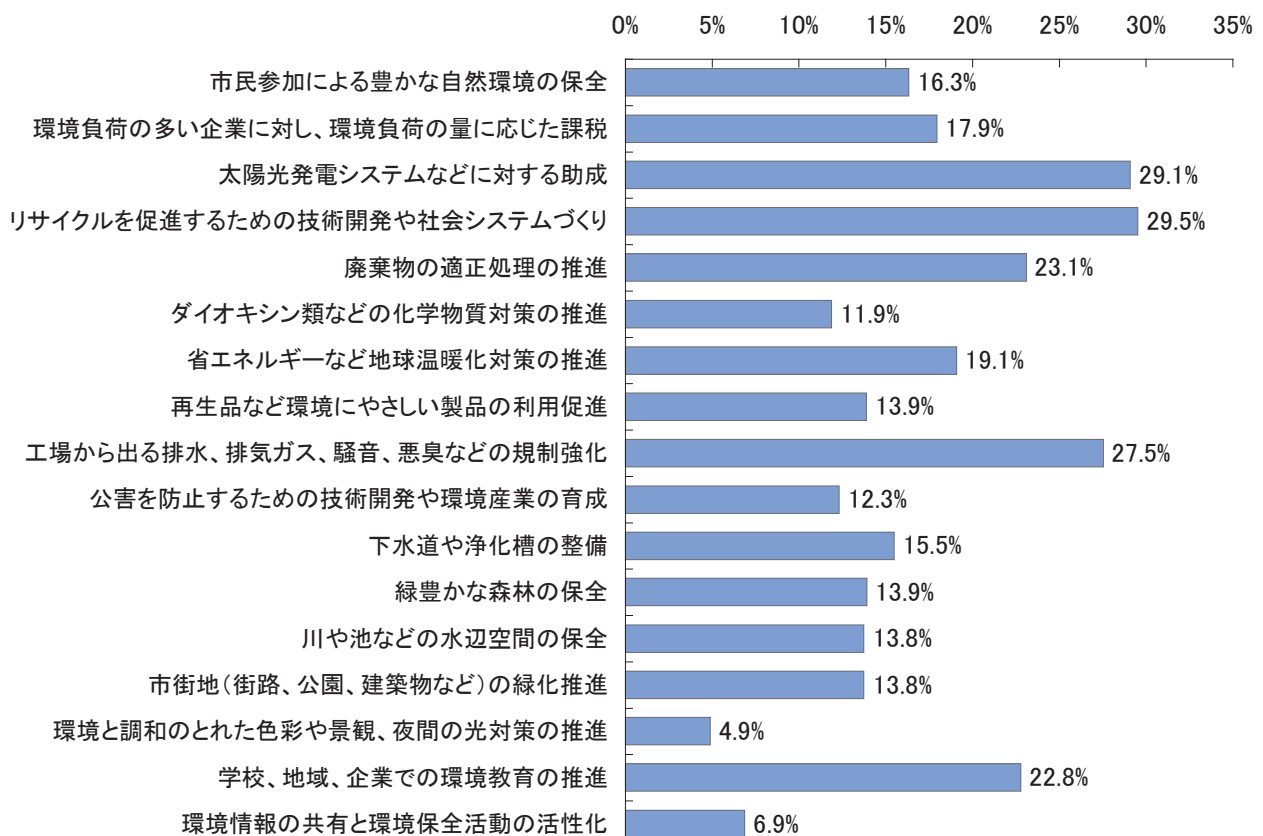
(4) 行政の取組について

行政が推進すべきと考える取組については、「リサイクルを促進するための技術開発や社会システムづくり」「太陽光発電システムなどに対する助成」「工場から出る排水、排気ガス、騒音、悪臭などの規制強化」が上位となりました。

しかし全体で見ると、各項目での差は比較的少なく、行政に対して多くの取組を期待していることが分かります。

<行政が重点的に推進すべき取組>

問 今後、行政はどのような取組を重点的に推進すべきだと思いますか。



2. 事業者アンケート

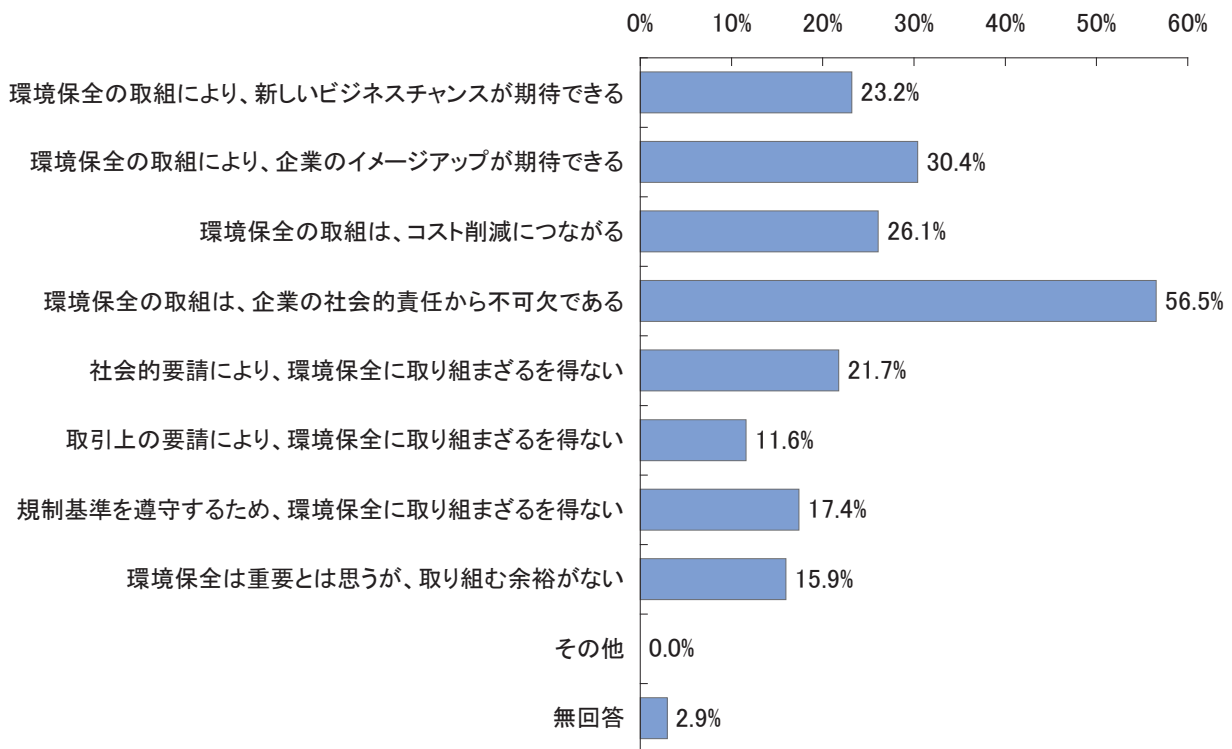
(1) 環境保全に関する取組についての考え方

事業者による環境保全に関する取組についての考え方は、「環境保全の取組は、企業の社会的責任から不可欠である」「環境保全の取組により、企業のイメージアップが期待できる」が上位となりました。

多くの事業者が環境保全に取り組むべきと考えていることが分かりました。

<環境保全に対する取組についての考え方>

問 事業者による環境保全に関する取組について、貴事業所の考えにあてはまるものを選んでください。



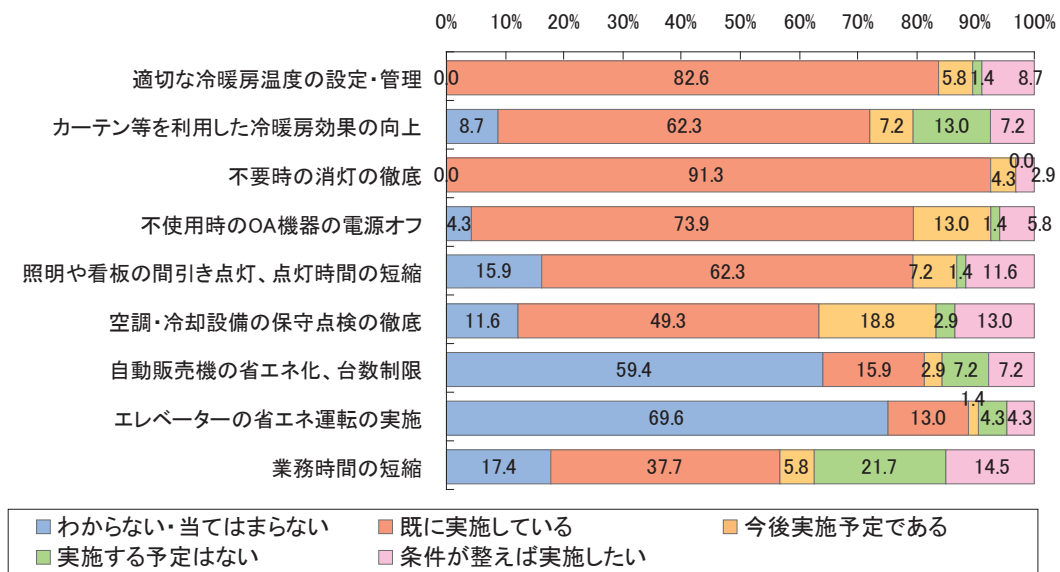
(2) 省エネルギー対策

事業者の省エネルギー行動の実践については、「不要時の消灯」「冷暖房温度の設定・管理」などソフト面での対策は認知・実行されていました。

その反面、施設の省エネルギー対策というハード面での対策は不十分という結果となりました。施設の対策にはコストがかかるため、対応が不十分であることが考えられます。

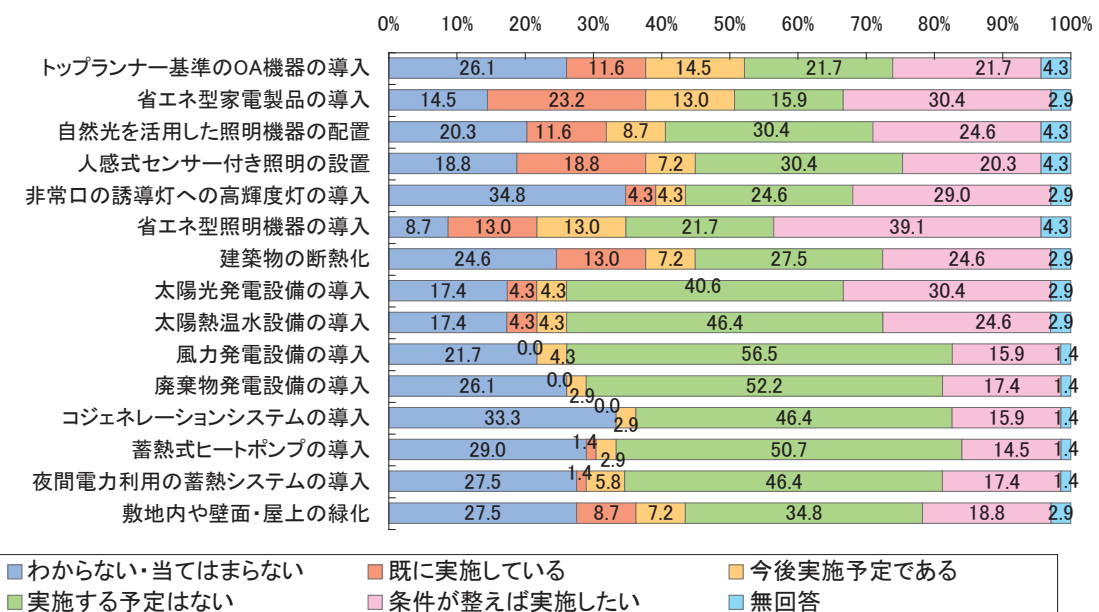
<省エネルギー行動の実践>

問 省エネルギー行動の取組状況について教えてください。



<施設の省エネルギー対策>

問 施設における省エネルギー対策の実施状況について教えてください。



(3) 国・県・市に期待する施策や対応

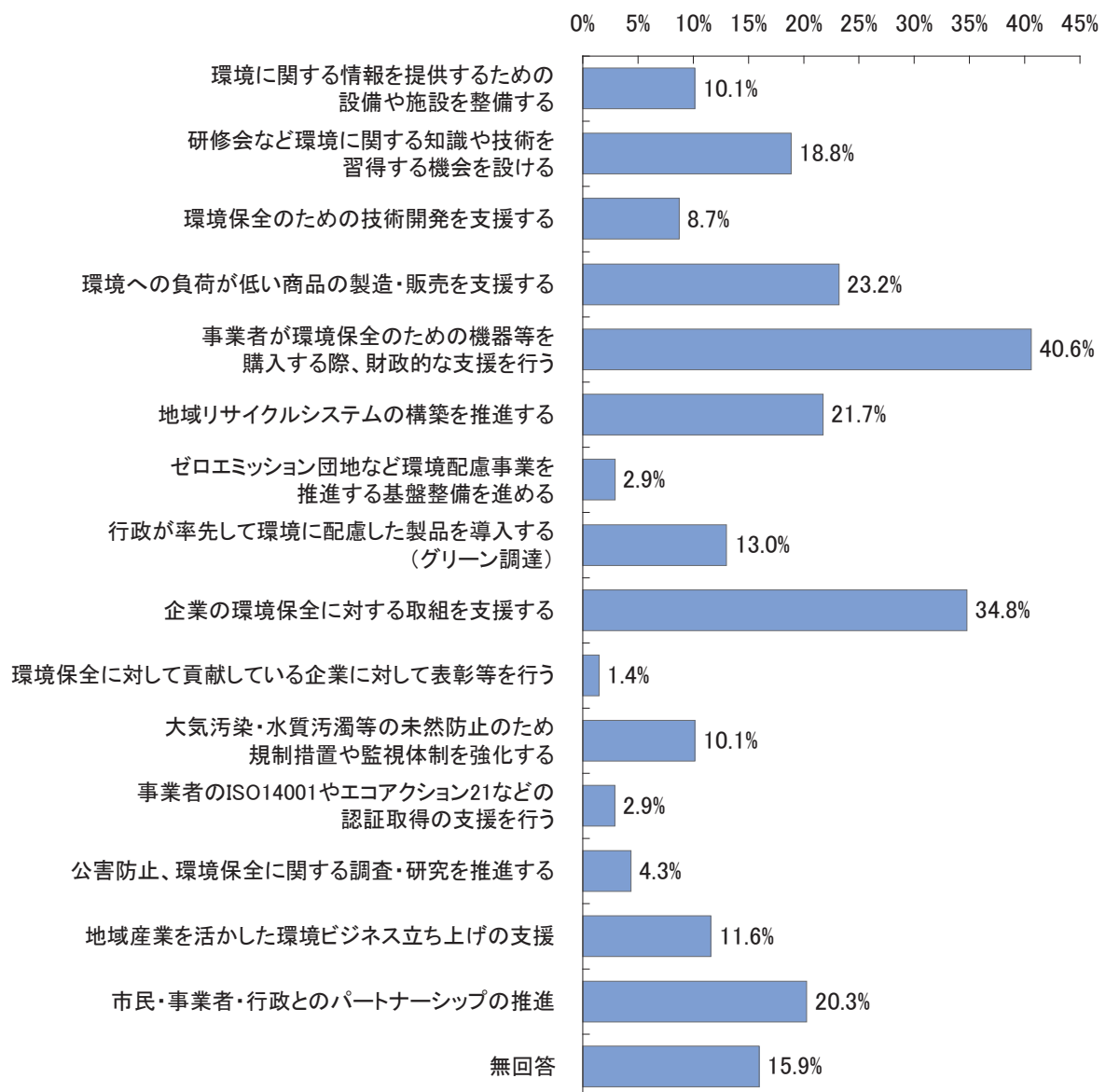
国・県・市に期待する施策・対応については、「事業者が環境保全のための機器等を購入する際、財政的な支援を行う」「企業の環境保全に対する取組を支援する」が上位となりました。

いずれもコスト面での支援を求めていることが分かります。

また、「市民・事業者・行政とのパートナーシップの推進」への期待も伺えました。

<国・県・市に期待する施策や対応>

問 国、県、市に期待する各種施策について、早急な対応が必要だと思うものを選んでください。

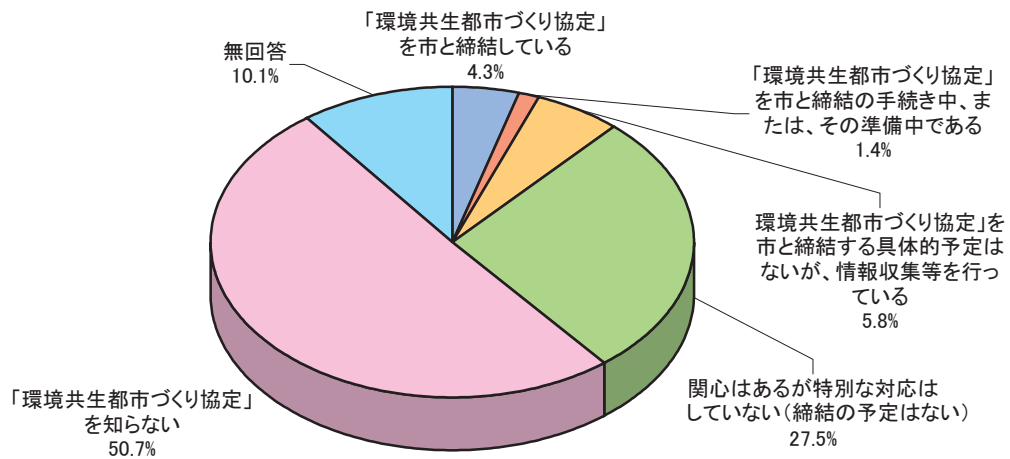


(4) 環境共生都市づくり協定について

久留米市で締結を呼びかけている『環境共生都市づくり協定』については、「知らない」との回答が半分以上を占めました。

情報提供、PRの必要があると考えられます。

<「環境共生都市づくり協定」の取組状況・今後の意志>

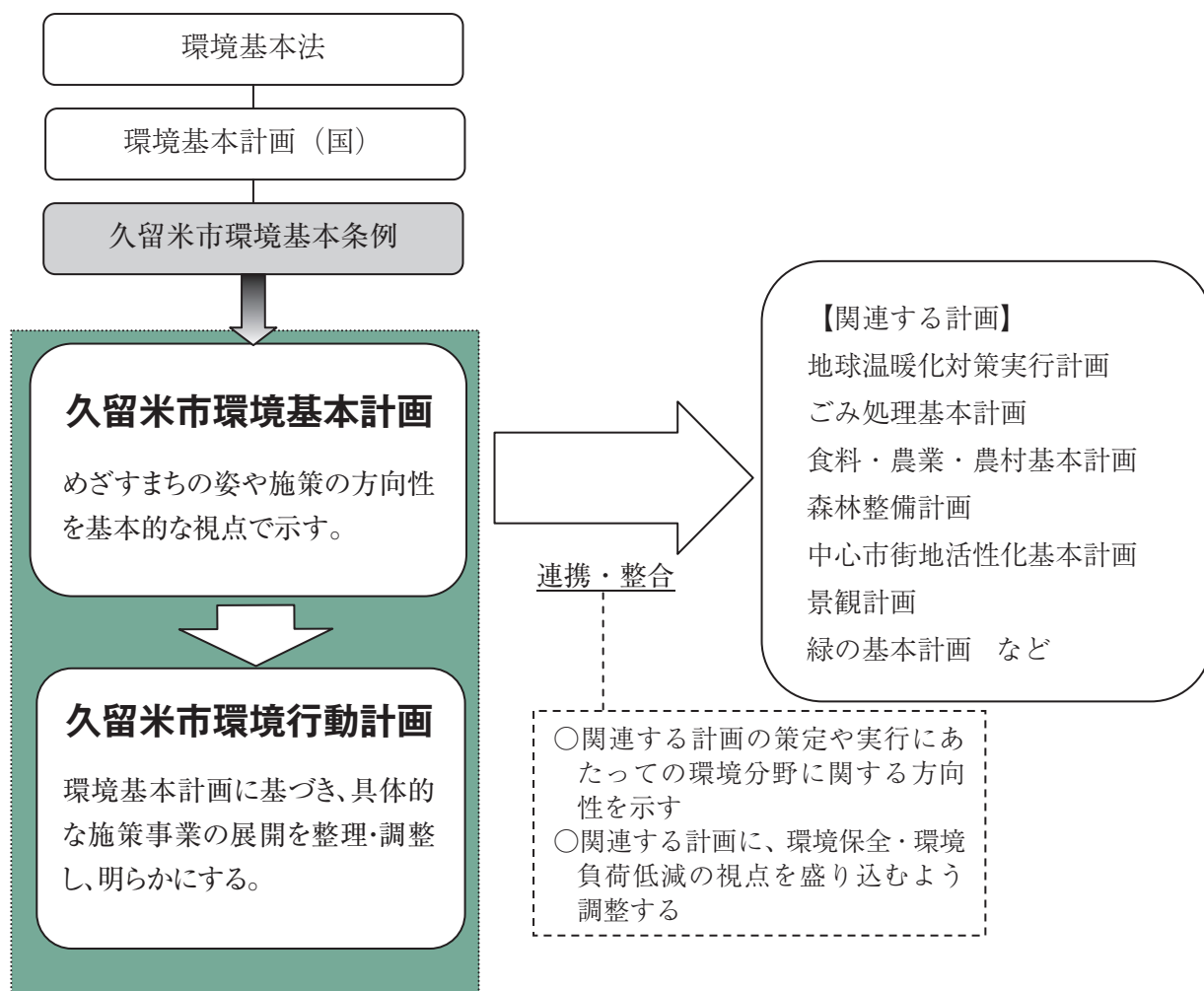


第2章

計画の枠組み

第1節 計画の位置づけ

久留米市環境基本計画は、環境部門の総合計画として位置づけられ、環境分野に関連する各種計画及び施策を立案する上で基本となる計画であり、久留米市環境基本条例第8条に基づき策定しています。



第2節 対象とする分野

この計画は、身近な環境から地球環境まで、幅広い意味での環境を対象とします。

① 地球環境

※地球環境問題における地域での取組を実践していくことを目的に、資源エネルギーなどに関する環境要素を対象とします。

環境の要素

※地球温暖化、省エネルギー、※再生可能エネルギー等

② 地域環境

自然環境

健全な水循環や生物の生息・生育環境の保全を目的に、水、緑、動植物に関する環境要素を対象とします。

環境の要素

農地、森林、生態系、野生動植物、河川・水辺等

生活環境

健全な生活環境の形成を目的に、大気や水質など主に生活に関する環境要素を対象とします。

環境の要素

廃棄物、※都市・生活型公害、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、土壌汚染、化学物質等

快適環境

快適な生活空間の形成を目的に、美化、緑化、歴史遺産、景観等に関する環境要素を対象とします。

環境の要素

美化、緑化、自然景観、都市景観、文化的景観、歴史的景観、文化財、歴史遺産等

③ 市民行動

市民、事業者、行政が協働して環境にやさしい行動を実践することのできる仕組みをつくることを目的に、環境活動の支援や環境教育・環境学習等に関する環境要素を対象とします。

環境の要素

生涯学習・教育、イベント・啓発、環境配慮行動、コミュニティ活動、連携・協働等

第3節 対象の範囲

本市の行政区域全体を計画の対象区域とします。

なお、本市だけでは解決できない広域的な環境課題については、国、県、近隣自治体などの関係機関と連携し、対応していきます。

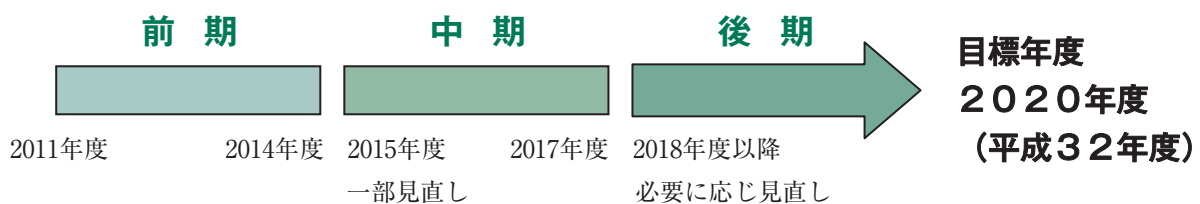
グローバルに意識しローカルに行動する

取組に際しては、地球環境全体を「グローバル」に意識し、その実践には足下から、地域から「ローカル」に取り組みます。

第4節 計画の期間

本計画の期間は、2011年度（平成23年度）から2020年度（平成32年度）の10年間とします。

なお、社会経済の動向や環境の課題に大きな変化が生じた場合には、必要に応じ計画の見直しを行います。



第3章

環境先進都市をめざして

環境先進都市をめざして

第1節 めざすまちの姿

緑あふれるまち（都市の緑化再生）

本市は、クルメツツジやツバキをはじめとする、花や緑にあふれ、植木の全国的な産地でもあります。一方で、都市化の進展に伴って、都心部を中心に緑化空間が失われつつあります。久留米ならではの緑化環境を再認識し、さらに充実させ、久留米に住む人、久留米を訪れる人にとっての久留米市のシンボルとして再生をめざします。

また、私たちは、九州一の大河筑後川や耳納山地等の広大で豊かな自然から、おいしい「水」やきれいな「空気」、実り多い「大地」など多くの恵みを受けています。農地や森林を保全し、豊かな自然と暮らしやすい生活環境を守り、将来へ引き継いでいきます。

環境・経済・社会が一体となってすすむまち（環境と経済・社会の好循環）

本市は、九州の交通の結節点にあり、九州新幹線鹿児島ルートの開業に伴い、中核市としての今後のますますの発展が期待されています。さらに、優れた経済社会と住みやすい環境のバランスは、本市の大きな魅力にもなっています。地球温暖化をはじめとする様々な環境課題を解決し、持続的発展可能な社会を築くためには、私たちを取り巻く社会や経済を含め、これらが一体となった進展の中で、課題解決が図られる必要があります。環境問題の解決とともに、その取組を通じた経済の活性化や社会の充実や発展が達成され、優れた環境都市としても、都市の魅力がさらに増すような環境・経済・社会が共存し、好循環するまちをめざします。

モノから心への豊かな暮らしを実現するまち （社会システム・生活スタイルの転換による環境課題の解決）

本市は、古来、豊かな歴史や文化に生まれ、四季折々の自然や風物は私たちの心を癒してきました。また、地域における人々のさまざまな営みは、社会の場面で結実し、今日まで文化都市として発展してきました。

一方、高度化した現代社会の波は、本市にも大きな影響を及ぼし、ともすれば、ゆとりやうおいを置き去りにしている場面も見られます。さらに大量消費、大量廃棄の社会システム・生活スタイルは環境に大きな負荷を与え、社会問題となりました。

環境に配慮し、持続的発展を可能にするには、利便性のみを追及するのではなく、自然と共生し、物質的な豊かさから精神的な豊かさに重きを置き、環境活動の結果としてゆとりやうおいが生まれ、生きがいや幸福感が感じられるような社会システムや生活スタイルが重要となります。そのような社会システムや生活スタイルの転換を通じて、環境問題を解決するまちをめざします。

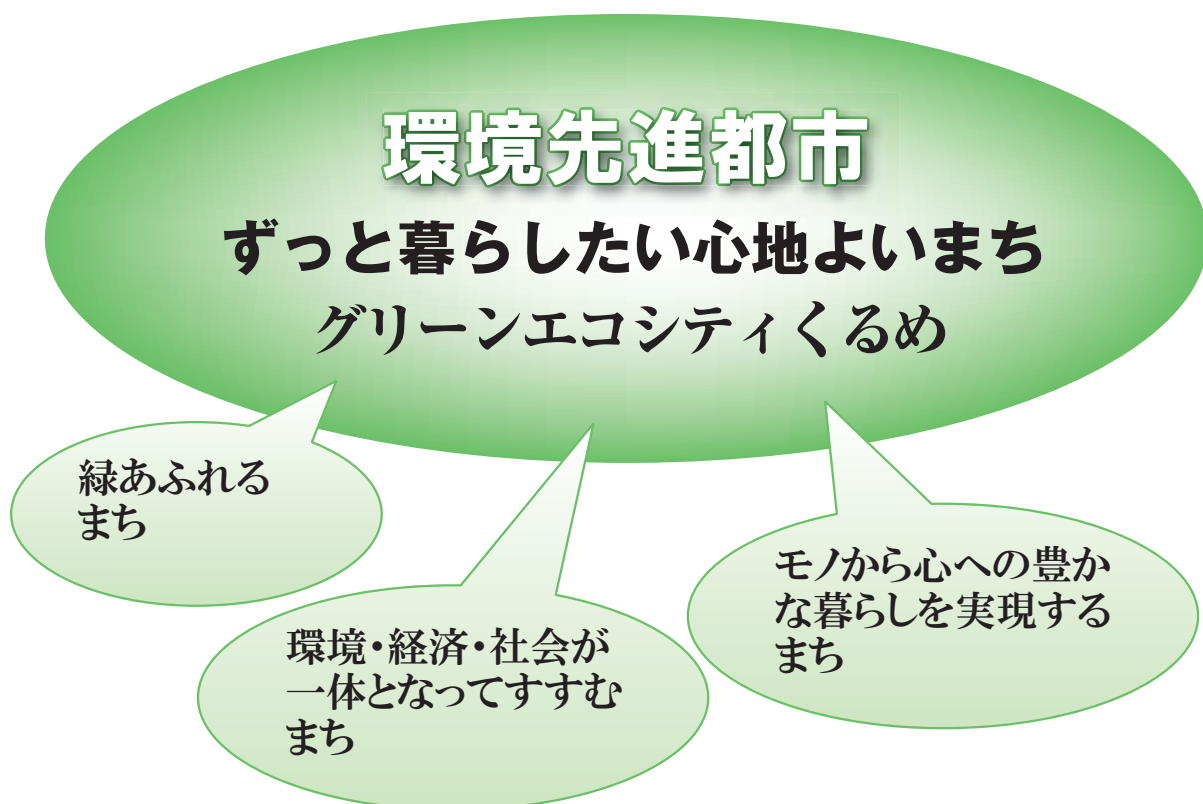
めざすまちの姿「環境が守られ、緑があふれ、活力に満ちた、心の豊かさが保たれたまち」を実現するための、都市のイメージを「環境先進都市 ずっと暮らしたい心地よいまち グリーンエコシティくるめ」とします。

グリーンエコシティとは、次の二つの意味を持ちます。

- ①「グリーン」：緑豊かな自然と共生し、「エコ（エコロジー）」：優れた環境が守られ、引き継がれるまち
- ②グリーンエコノミー：環境保護活動と経済を、融合させた社会全体のシステム

さらに、「ずっと暮らしたい（定住志向） 心地よいまち（快適な住みやすい環境）」を加えて、今、住んでいる人も、これから住む人も長く住み続け、快適な環境を未来へと引き継げるまちづくりを行います。

取組にあたっては、市民や事業者の主体的な取組のほか、市民、事業者、行政のパートナーシップによって、相乗効果をもたらすようなしくみが重要です。



第2節 基本目標

「ずっと暮らしたい心地よいまち グリーンエコシティくるめ」を実現するため、次の基本目標を設定します。

1. 地球市民として、未来を守る <※低炭素社会の構築>

地球は、今を生きる私たちだけのものではなく、先祖から受け継ぎ、未来に引き継いでいかなければならない、かけがえのない命の基盤です。ところが、今、この地球上では、私たちの様々な活動が原因となって、※地球温暖化などの地球規模での環境問題が起こっています。私たちの暮らす久留米市も地球の一部であり、地球環境を守らずに、「心地よいまちくるめ」を保っていくことはできません。

そこで、市民、事業者、市のすべてが地球に暮らすものとしての責任を改めて自覚し、二酸化炭素をはじめとする※温室効果ガスを発生抑制し、低炭素社会づくりに取り組むことで、地球温暖化を防止し、美しい地球を笑顔で次世代に引き継ぐことのできるまちをめざします。

- 課題解決に際しては、産業の進展や地域活性化に合わせて取り組みます。
- 緑化による都市の低炭素化をすすめます。

2. 「もったいない」の心があふれる暮らし <※循環型社会の構築>

これまでの、大量生産、大量消費、大量廃棄が進む中で、モノの豊かさが生活の豊かさを象徴していました。今後は、このようなライフスタイルを見直し、「もったいない」の心でモノに愛情を持って大切に使い、なるべくごみを出さない心豊かな暮らしを通して、限りある資源やエネルギーを大事に使っていく社会をつくる必要があります。

社会経済活動のあらゆる段階で、ごみを出さない工夫や、モノを長く使う知恵を活かし、最後は資源として再び有効に利用するという持続可能な循環型社会をめざします。

- 循環型の暮らし実現に際して、ゆとりやうるおいを見出すような取組や提案をします。

3. 自然とふれあい、自然と生きる <豊かな自然環境の保全と共生>

筑後川や耳納山地などの水と緑に恵まれた自然を次の世代に引き継ぐため、多様な生き物が棲む緑、水辺、河川などの良好な自然環境を守り、育て、さらに自然とふれあうことのできる、人と自然が共生するまちをめざします。

- 都市緑化や森林・農地の保全を通じて、まちの緑を守ります。
- 自然や景観を通じて豊かでうるおいのある暮らしを守ります。

4. 心地よい暮らしを守る <快適な生活環境の保全>

すんだ空気、きれいな水などが保たれ、緑豊かな清潔で美しい生活空間を確保し、市民が安全・安心して暮らす、安らぎとうるおいを感じることでできるまちをめざします。

■快適環境づくりを、地域産業振興に結びつけます。

■公害のないきれいなまちの実現に取り組みます。

5. みんなで考え、行動する <市民環境意識の向上と協働の促進>

環境問題解決の基本は、地域を構成する人々の意識と行動にあります。それは市民一人ひとりの課題であり、日常生活の中に解決の原点があるといえます。計画の実現にあたっては、市民意識の変革と定着が目標であり、環境問題を日常的に意識し、地球規模で考え、日々行動するという、一人ひとりの意識と行動を上げていくことが重要になります。

■環境問題解決を通して、地域社会の活性化を実現します。

久留米市環境基本計画全体像(骨子)

■環境先進都市をめざして

**めざす
まちの姿**

めざすまちの姿は市民・事業者・市のパートナーシップにより、「環境が守られ、緑があふれ、活力に満ちた、心の豊かさが保たれたまち」です。

これらを実現するための都市イメージを「環境先進都市 ずっと暮らしたい心地よいまち グリーンエコシティくるめ」とします。

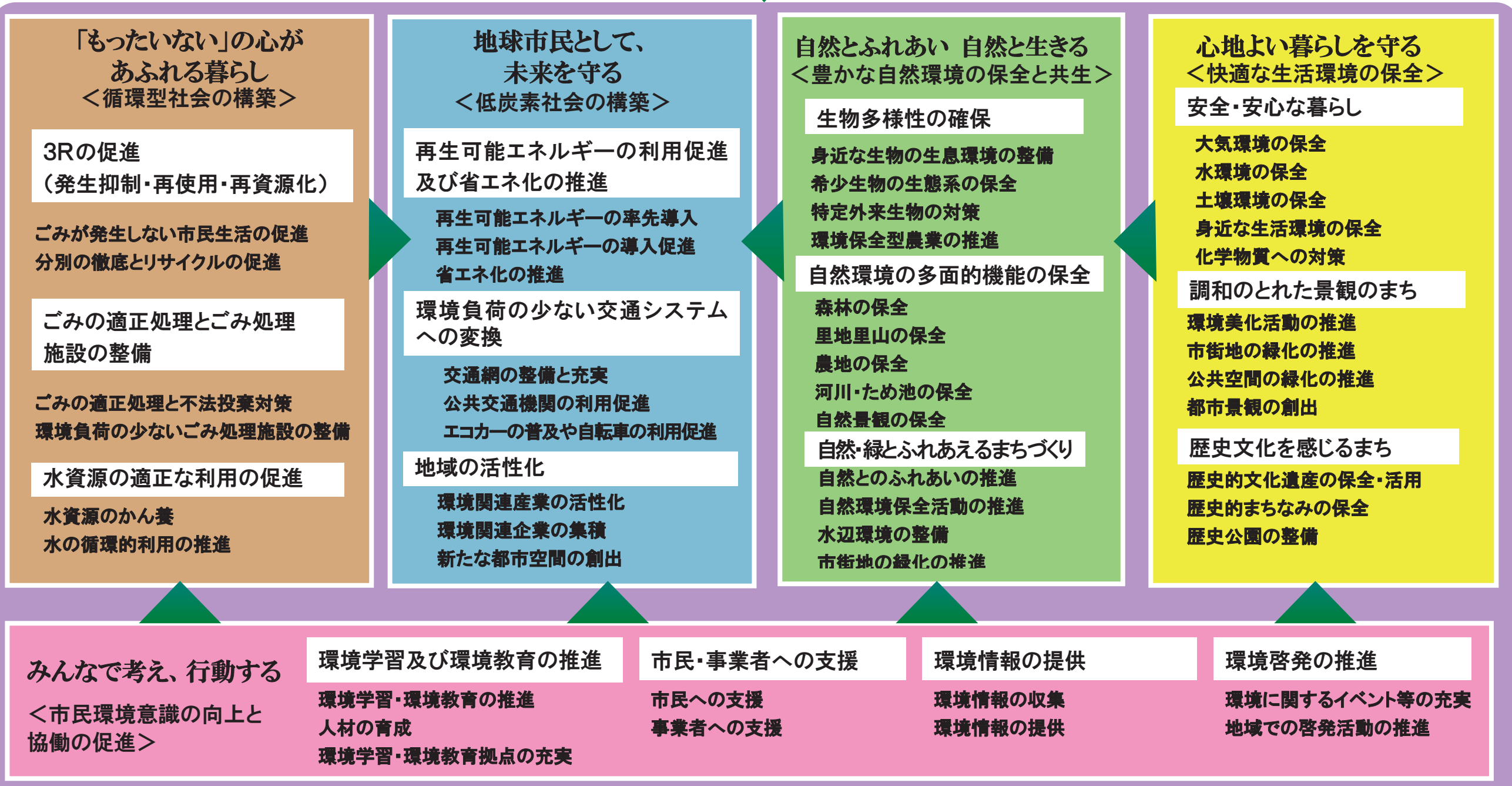


グリーンエコシティとは

- ①「グリーン」: 緑豊かな自然と共生し、「エコ」: 優れた環境が守られ、引き継がれるまち
- ②「グリーンエコノミー」: 環境保護活動と経済を、融合させた社会システム

**どう
取り組むか**

**基本目標
と
施策体系**



第4章

どう取り組むか（施策の方向と具体策）

どう取り組むか（施策の方向と具体策）

基本目標ごとに具体的な取組を示します。基本目標ごとに記載している内容は以下のとおりです。

■現状と課題

市民・事業者のアンケート調査や庁内調査等を踏まえ、本市の現状と課題を整理しています。

■取組の方向性

基本目標の達成に向け、施策を体系的に展開していくための方向性を示しています。

第1節 地球市民として、未来を守る <低炭素社会の構築>

1. 現状と課題

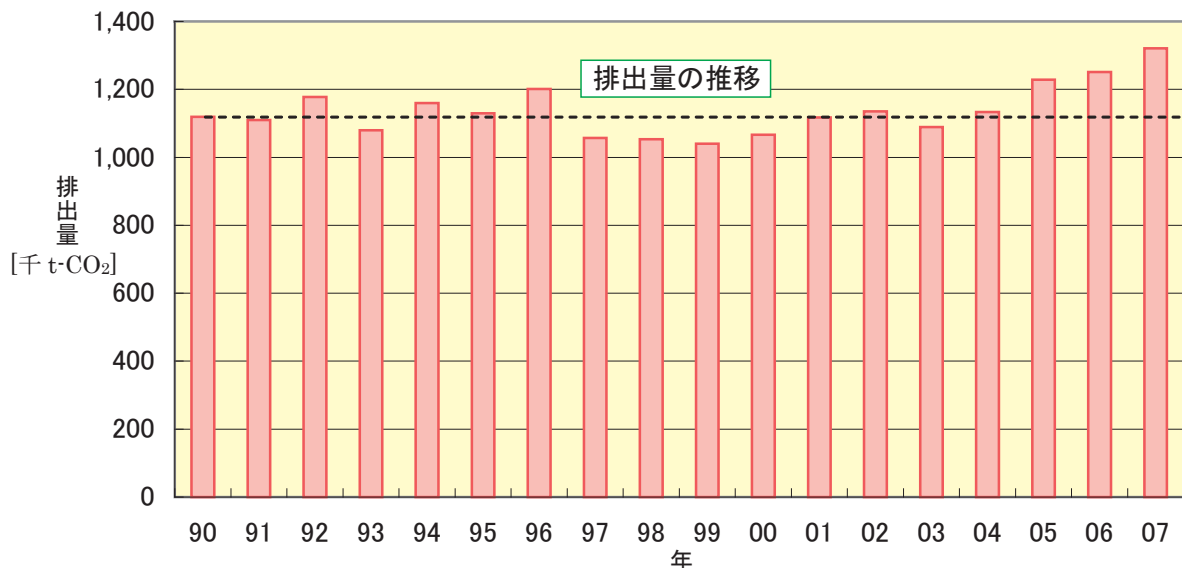
(1) 温室効果ガスの排出

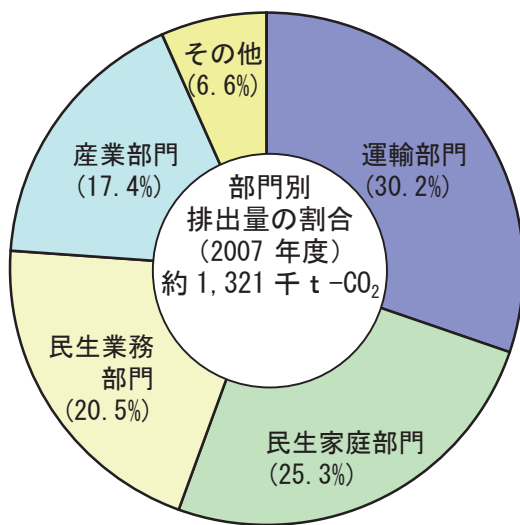
私たちが、毎日エネルギーを消費することによって、二酸化炭素（CO₂）をはじめとする*温室効果ガスが大量に排出されています。

本市の状況を見てみると、2007年度に約1,321千* t-CO₂の温室効果ガスを排出しており、*京都議定書の基準年である1990年度よりも約18.0%増加しています。

また、部門別の排出割合を見てみると、運輸部門が約30.2%、民生家庭部門が約25.3%、民生業務部門が約20.5%、産業部門が約17.4%となっており、基準年からの推移では、民生家庭部門が約34.9%、運輸部門が約34.4%と大幅に増加しています。

久留米市の温室効果ガス排出量（2010年 久留米市調査）



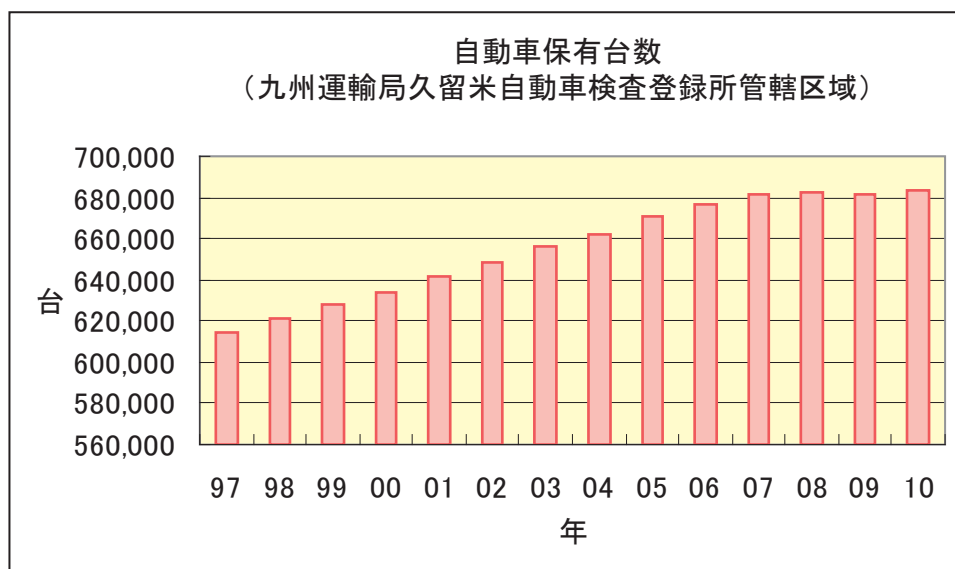


- ・運輸部門
人・物の輸送及びこれに付帯する業務に伴うもの（自家用自動車等を含む）
- ・民生家庭部門
個人世帯の活動に伴うもの（自家用乗用車等運輸部門に関するものを除く）
- ・民生業務部門
産業・運輸部門に属さない企業・法人の活動に伴うもの（運輸部門に関するものを除く）
- ・産業部門
農林水産業、鉱業、建設業及び製造業に属する法人ないし個人の産業活動に伴うもの（運輸部門に関するものを除く）
- ・その他
廃棄物分野や農業分野など。

(2) エネルギーの消費

私たちは、多くの資源やエネルギーを消費することで快適な生活を維持しています。そのため、石油や石炭など地球が数億年かかって蓄えてきたエネルギー資源を、わずか200～300年で消費し尽くしそうとしており、このままでは将来世代の人たちが生存できる地球環境が失われてしまいます。

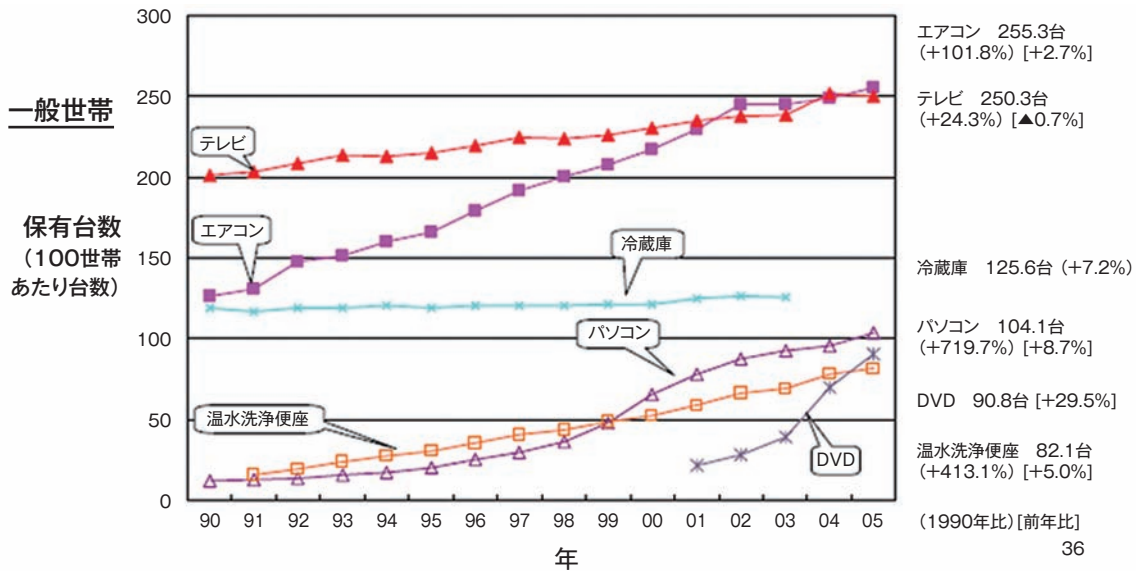
自動車の保有台数の増加やエアコンなどの家電製品の普及が、運輸部門や民生家庭部門でのエネルギー消費増加の要因と考えられます。



出典：九州運輸局HP

※久留米自動車検査登録所管轄区域：久留米市、大牟田市、柳川市、朝倉市、八女市、筑後市、大川市、小郡市、みやま市、朝倉郡、うきは市、三井郡、三潞郡、八女郡

家電製品の普及（全国）



<出典> 内閣府消費動向調査

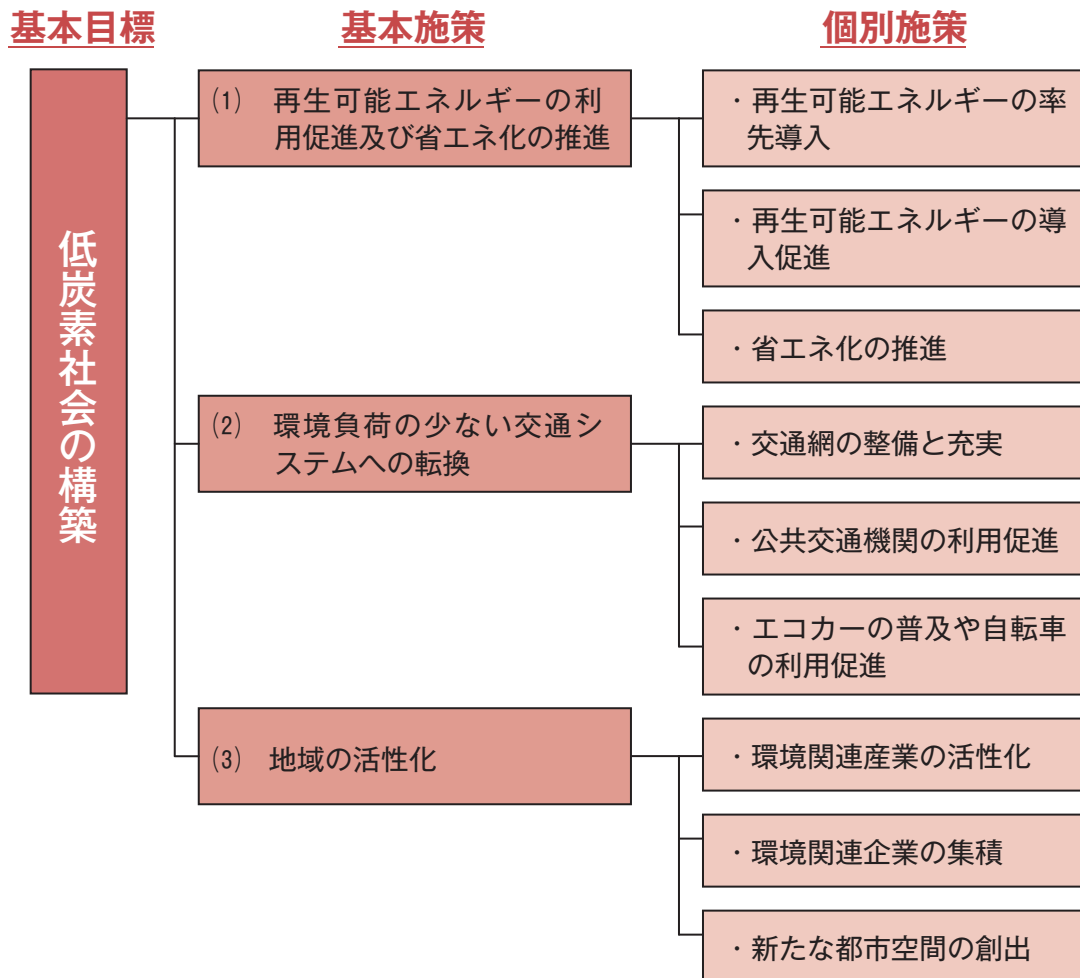
2. 施策の基本的方向

地球環境を守り、将来に向けて持続可能な社会を作っていくには、私たち一人ひとりができることから取り組んでいく必要があります。率先して久留米市から地域での取組を進めていき、地球全体の温暖化防止の対策を進めます。

また、環境や人にやさしい^{*}コンパクトシティの構築や環境関連産業の活性化・集積に取り組む、活力ある低炭素社会を進めます。

- 太陽光や風力、^{*}バイオマスなど、^{*}再生可能エネルギーの導入を促進するとともに、エネルギー消費を抑制するために省エネ化を推進します。
- 公共交通機関や自転車の利用や、電気自動車などエコカーの普及を促進し、環境負荷の少ない交通システムへの転換を図ります。
- 再生可能エネルギーの導入や省エネルギーの実践による産業の活性化を図ります。また、環境を切り口として、中心市街地をはじめとするまちの活性化を図ります。

3. 施策の体系



4. 施策の内容

(1) 再生可能エネルギーの利用促進及び省エネ化の促進

① 再生可能エネルギーの率先導入

- 太陽光や風力、小水力発電など、身近な場所に設置することができる小規模な発電システムや、下水道処理過程で生じる消化ガスによる発電などを公共施設に率先して導入します。
- 農業・商業・工業が連携した、バイオマス資源を使ったエネルギー活用の促進に取り組めます。
- 地域コミュニティ単位などでのエネルギーの供給システムの構築について研究し、エネルギーの地産地消の実現をめざします。

② 再生可能エネルギーの導入促進

- 再生可能エネルギーを利用した発電システムの普及、促進に取り組めます。
- 風力や小水力発電などの新たなエネルギーの導入促進に取り組めます。

③ 省エネ化の推進

- 省エネ改修に対する助成制度や省エネ診断などを実施し、建築物の省エネ性能の向上を図ります。
- リフォームなどの際、断熱性の向上に繋がる製品の利用促進など、省エネを考えた環境共生の住まいづくりを促進します。
- *エコアクション21などの*環境マネジメントシステムの取組を支援し、事業者による省エネ活動を推進します。
- 公共施設の省エネ化に率先して取り組みます。



太陽光発電システム

(2) 環境負荷の少ない交通システムへの転換

① 交通網の整備と充実

- 道路・交差点の整備などによる渋滞緩和を図ります。
- 低炭素まちづくりの視点に立った交通網の計画的な整備を推進します。
- 新交通システム導入についての研究・開発に取り組みます。

② 公共交通機関の利用促進

- 公共交通事業者との連携によるバス路線網の見直しに取り組み、公共交通機関の利便性の向上を図り、利用を促進します。
- 公共交通機関やマイカーの相乗りなどによるエコ通勤に市自らが取り組むとともに、市民・事業者にも広く呼びかけ、マイカーの利用抑制と公共交通機関の利用促進を図ります。
- *パーク・アンド・ライドなど、市街地へのマイカー乗り入れの減少による渋滞緩和の研究に取り組みます。

③ エコカーの普及や自転車の利用促進

- 電気自動車やハイブリッドカーなどのエコカーの普及啓発に取り組みます。
- 電気自動車の充電のための、急速充電設備等の導入促進に取り組みます。
- 自転車走行空間や駐輪場などを整備し、自転車の似合うまちづくりを進め、自転車の利用向上による自動車交通量の低減を図ります。
- 市の公用車に電気自動車、ハイブリッドカー等の環境負荷の少ない自動車を率先して導入します。



電気自動車

○市民への公用電気自動車の貸出や[※]カーシェアリング制度など、電気自動車普及のための施策に取り組みます。

(3) 地域の活性化

① 環境関連産業の活性化

○企業を対象とした環境ビジネスに関するイベントやセミナーを開催し、環境関連産業の活性化を図ります。

○事業者が効果的、効率的に環境負荷低減に取り組めるよう環境省が策定した「エコアクション21」の普及促進を図るため、中小企業等に対する認証取得の支援・助成制度を実施します。

○[※]国内排出量取引制度や[※]オフセット・クレジット制度など、温室効果ガスの排出削減量や吸収量を取引する制度の活用を促進します。

② 環境関連企業の集積

○世界的に大きな成長が見込まれる環境関連企業の誘致、育成を図り、[※]低炭素社会づくりに貢献するとともに、活力あるまちづくりを推進します。

③ 新たな都市空間の創出

○中心市街地などの都市空間において、省エネ化やバリアフリー化などによる環境負荷が少なく、安心なまちづくりに取り組みます。

第2節 「もったいない」の心があふれる暮らし <循環型社会の構築>

1. 現状と課題

(1) 3Rの推進

廃棄物に関する様々な問題を解決するには、廃棄物の発生を抑制し、資源が効率よく循環する社会を構築する必要があります。

こうした中、平成13年1月に「循環型社会形成推進基本法」が施行され、市民、事業者、市、国の役割が規定されるとともに、市民・事業者の「排出者責任」明確化や、生産者が自ら生産する製品等について、使用から廃棄に至るまで一定の責任を負う「拡大生産者責任」の一般原則が確立されました。また、廃棄物の発生抑制を最優先とし、再使用、再資源化、*熱回収、適正処分という優先順位が法制化されました。

本市では、有料指定袋制度、18種分別収集、*資源回収奨励制度など、様々なごみ減量・リサイクル施策を実施し、成果を上げてきました。

循環型社会の構築は、地球温暖化対策の柱の一つです。引き続き、ごみの発生抑制を最優先課題として、家庭や事業者でのごみ減量に向けた取組を促進するとともに、更なるごみの再使用や再資源化を進めていくことが必要です。さらに、ごみの適正かつ安定的な処理を推進していく必要があります。

「3R」とは？

ごみを減らし、循環型社会を構築するためのキーワードが「3R」です。

Reduce（リデュース：減らす）、Reuse（リユース：再使用）、Recycle（リサイクル：再資源化）の頭文字をとったものです。

まず、ごみになるものを減らし、次に、使えるものは繰り返し使い、最後に、使えなくなったら原材料として再生利用します。

(2) 水資源の有効活用

水は、快適な生活や産業を営むうえで欠かせない資源です。本市は、安定した水（水資源）が供給されています。しかし、都市化等に伴う水の*かん養機能や浄化機能の低下が懸念されており、健全な水循環を確保するための取組が求められます。

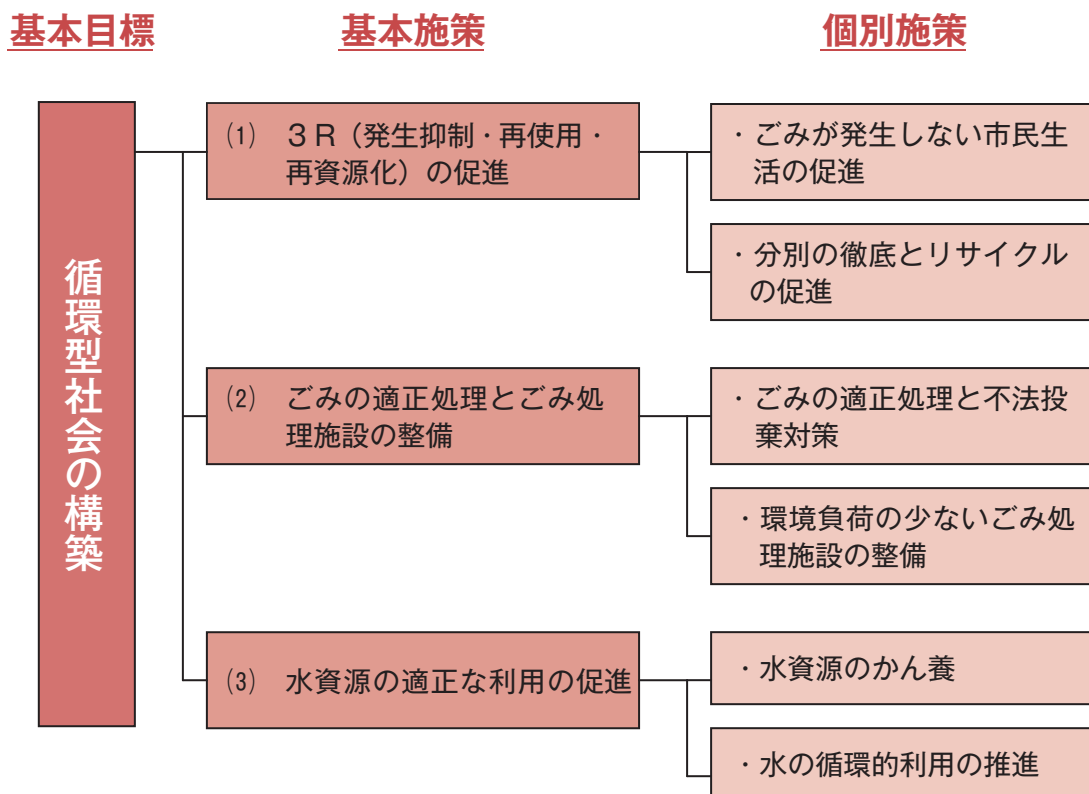
2. 施策の基本的方向

これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄の社会システムを見直し、私たち一人ひとりが「もったいない」「ごみを出さない」意識を持ち、生活や事業活動の中でごみ減量を実践していく社会をめざします。

また、市民生活に欠かすことができないごみの収集・中間処理・最終処分においても、環境への負荷を減らした循環型のごみ処理体制を構築します。

- 市民・事業者・行政が役割に応じて、リデュース、リユース、リサイクルの3Rを推進します。特に、最優先であるリデュース（発生抑制）を主眼に置いたごみ減量・リサイクル施策を推進していきます。
- ごみ処理施設の新設や既存施設の整備を進め、効率的な分別収集・*中間処理体制と将来にわたって、長く安定したごみ処理体制を構築します。
- 水資源の効率的な循環利用を行うために、地下水のかん養や雨水・*中水の利用、または節水などにより、自然の水環境に配慮した施策を行います。

3. 施策の体系



4. 施策の内容

(1) 3R（発生抑制・再使用・再資源化）の促進

① ごみが発生しない市民生活の促進

- 「無駄なものを買わない」「ごみになるものは買わない」「食べ残しをしない」など、ごみを出さない生活スタイルを広報紙・環境学習会・イベント等を通して市民・事業者へ提案します。
- マイバッグ・マイはし・マイボトル推進など、もったいないの心で、ごみ減量と省エネルギー・省資源を推進する「*くるめエコ・パートナー」を市民に定着させます。

- 生ごみの減量化を図るため、食べ物を無駄にしない工夫や水切りの徹底などの啓発活動を行うとともに、各家庭にあわせた様々な減量・堆肥化手法の紹介と機器の助成を行い普及促進を図ります。
- 生ごみ堆肥化を指導するアドバイザーを活用し、保育園や学校、地域などでの生ごみの減量と堆肥化を推進します。

② 分別の徹底とリサイクルの促進

- 環境衛生連合会及び※分別推進員と協働してごみや資源物の分別の徹底とごみ排出の指導に努めます。
- ごみ減量・リサイクルを行う市民団体の活動を支援し、ごみ減量のリーダーとしての人材育成を図ります。
- 小型家電などに含まれる※レアメタルなどの再資源化について、関係機関と連携し、方向性を定めます。
- 廃プラスチック容器の分別や再資源化に関して、経済性や環境負荷などの面から最適な手法を推進していきます。
- リサイクルショップや古紙持ち込み協力店など、民間ルートでのリサイクルを促進します。



保育園での生ごみリサイクル

(2) ごみの適正処理とごみ処理施設の整備

① ごみの適正処理と不法投棄対策

- 排出された※一般廃棄物は、再使用・再資源化を進めるとともに、再利用ができないものは、熱回収を行い、適正に処理します。
- 焼却灰の再資源化や※熔融スラグの有効利用を進め、※最終処分する体積を減らします。
- 国や県などの関係機関と連携し、※産業廃棄物の適正処理の指導に努めます。
- 不法投棄防止の市民啓発を継続的に行うとともに、監視体制を強化します。

② 環境負荷の少ないごみ処理施設の整備

- 将来のごみ量の排出予測を立てた上で、計画的なごみ処理施設の整備を行っていきます。また、施設整備にあたっては、環境負荷に最大限配慮して進めていきます。
- 北部にごみ処理施設を建設するとともに、上津クリーンセンターを改修し、南北2か所体制での長期・安定的なごみ処理体制を構築します。
- 資源物等の選別、梱包、保管などを行うリサイクル関連施設を整備し、効率的な分別収集・中間処理体制を構築します。
- ごみ処理施設等の見学会・研修会などを通して、ごみ処理についての啓発活動を推進します。

(3) 水資源の適正な利用の促進

① 水資源のかん養

○歩道等の*透水性舗装や*雨水浸透施設の設置を推進し、保水力の回復及び地下水のかん養など、自然の水循環の健全化に努めます。

② 水の循環的利用の推進

○公共施設での*節水機器導入や雨水・中水の再利用など、水資源の有効活用を図ります。
○広報紙やイベントを通じて節水の意識啓発を図ります。

第3節 自然とふれあい、自然と生きる <豊かな自然環境の保全と共生>

1. 現状と課題

(1) 自然と生態系（生物の多様性）

私たちは、生物の多様性がもたらす恵みを享受しながら生活しており、生物の多様性は私たちの生活の基盤となっています。

しかし、私たちを取り巻く社会において、生物の多様性は、人間の活動による生物種の絶滅や生態系の破壊、人間の生活の変化による里山等の劣化、外来種等による生態系への影響等が問題となっています。

本市では、失われるおそれのある絶滅危惧種等の貴重な自然環境や、優れた生態系を有する地域が確認されています。これらの貴重な自然環境、生態系を保全していくことが課題となっています。

(2) 自然環境の多面的機能

森林、農地、河川といった水と緑に恵まれた本市の自然環境は、自然景観、二酸化炭素の吸収源、水源^{*}かん養機能、多様な生物の生息の場といった多面的かつ公益的な機能を有しており、環境面において重要な役割を果たしています。

一方で、生物の生息環境となる森林や農用地は、農林業の低迷、荒廃森林や耕作放棄地の増大などがみられており、このままでは公益的機能が大きく低下するおそれがあります。

森林、農地の持つ多面的かつ公益的機能を維持するため、多様な自然資源の保全と活用、多自然型の河川整備や農林業の担い手の育成、減農薬、減化学肥料などの環境保全型農業の推進が課題となっています。

2. 施策の基本的方向

身近な生き物が生息する良好な環境が保たれ、豊かであるおいのある自然環境とふれあえることのできる、人と自然が共生するまちをめざします。

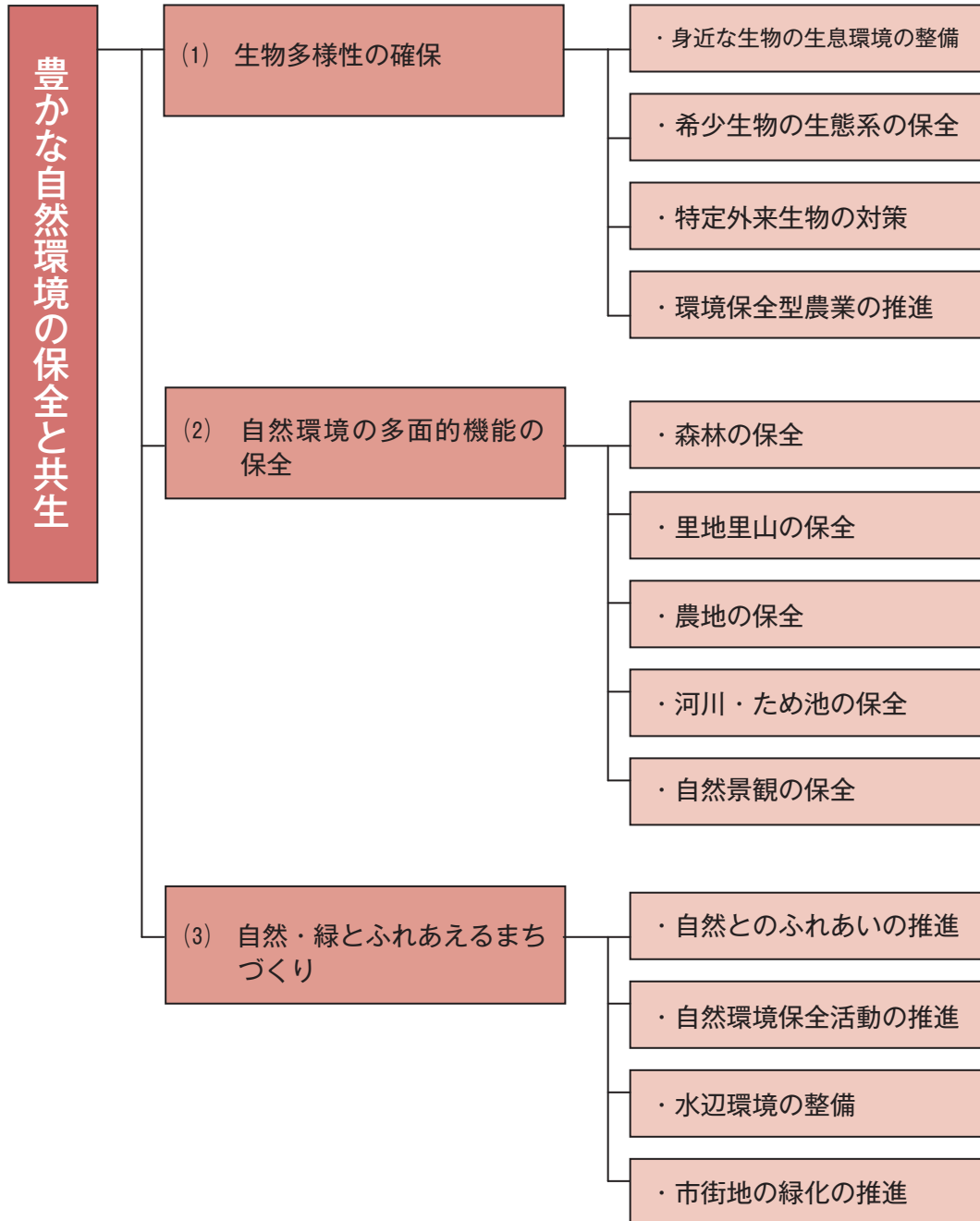
- 健全な生態系を保全・再生し、生物の多様性を確保します。
- 水源かん養などの公益的機能を担う農地や森林、自然の浄化作用機能をも有している河川、農業用水や防災上の治水機能を担うため池の保全に努めるとともに、水と緑にあふれた自然景観の保全に努めます。
- 自然とふれあうことにより自然に対する保全意識を高めるとともに、水辺環境の整備や市街地緑化を進め、自然・緑とふれあえる魅力あるまちづくりに努めます。

3. 施策の体系

基本目標

基本施策

個別施策



4. 施策の内容

(1) 生物多様性の確保

① 身近な生物の生息環境の整備

- 生物の生息・生育環境を保全するため、森林やため池、用水路、河川などの整備を行います。
- 有害鳥獣による農作物の被害防除のため、対策を進めます。

② 希少生物の生態系の保全

- 貴重な野生生物の実態把握、保護に努めます。

③ *特定外来生物の対策

- 生態系に影響を及ぼすおそれのある特定外来生物の危険性の啓発を進めます。

④ 環境保全型農業の推進

- 化学肥料や農薬の使用量の低減を行い、環境負荷の少ない農業を進めます。

(2) 自然環境の多面的機能の保全

① 森林の保全

- 二酸化炭素の吸収源や水源かん養の機能を持つ森林の保全のため、間伐などの対策を図り、人工林の育成を進めます。

② 里地里山の保全

- 中山間地域の持続的な農業生産活動を可能にするため、地域ぐるみで行う農地の保全活動を支援し、減農薬・減化学肥料に取り組みます。
- 里地里山の持続的管理のための仕組みや利活用方策等を検討し、保全・再生に取り組みます。

③ 農地の保全

- 農地の水源かん養機能などの多面的機能を確保するため、地域ぐるみで行う保全活動や耕作放棄地対策を支援します。

④ 河川・ため池の保全

- 生物の生息の場としての生態系に配慮し、自然性の高い河川やため池の保全に努めます。

⑤ 自然景観の保全

- 良好な自然景観の源になる森林、農地、河川の保全を進めます。

(3) 自然・緑とふれあえるまちづくり

① 自然とのふれあいの推進

- 市民参加による環境調査や自然観察会などの自然とのふれあい活動の事業を進めます。
- 耳納北麓の地域資源を活用したみどりの里づくり事業を推進します。

② 自然環境保全活動の推進

○自然とのふれあいや環境保全活動を推進するための人材の育成等を進めます。

③ 水辺環境の整備

○市民が身近にふれあうことのできる親水空間として、河川や公園などの水辺環境の保全・創出を進めます。

④ 市街地の緑化の推進

○緑豊かな都市景観やまちなみづくりのため、市民や事業者による緑化活動の支援を行います。



水辺ウォッチング

第4節 心地よい暮らしを守る <快適な生活環境の保全>**1. 現状と課題****(1) 環境汚染****① 大気の汚染**

大気汚染の原因となる*二酸化いおうや*浮遊粒子状物質等の汚染物質の濃度は、原因物質の種類によって徐々に減少または横ばいで推移しています。ただし、*光化学オキシダントについては、現在のところ注意報の発令はありませんが、ここ数年上昇傾向にあります。特に近年は、都市部以外の地域でも高い値を示していることから、その原因として中国などの大陸からの移流の可能性が指摘されています。

今後は、大気の汚染改善への取組として、大気汚染物質の主要な発生源である工場・事業場に対する抑制対策が課題となっています。

② 河川の汚濁

河川、ため池等の水質は、公共下水道等の整備や工場・事業場における排水規制により改善されてきています。一方、下水道等の未整備区域においては、生活排水や未規制の小規模事業場からの排水により汚濁がみられます。

③ 土壌の汚染

本市における土壌汚染については、過去、*特定有害物質を使用していた事業場跡地が*指定区域に指定されましたが、土地所有者による汚染の対策が行われたため指定が解除されています。

その後の指定区域の指定はありません。

また、平成22年4月に土壌汚染対策法が改正され、*一定規模以上の開発等の際に市への届出が必要となり、この新制度についての適正な運用のために、事業者への正しい理解を得ていくことが課題となっています。

④ 近隣公害

身近な環境被害として、自動車騒音・振動のほか、工場・事業場や、一般家庭から発生する近隣騒音、家庭でのごみの焼却や悪臭に関する相談など多岐に渡っており、それらに対する対応が課題となっています。

⑤ 化学物質による汚染

化学物質を含む製品は、私たちの周りには数多く存在しています。中でも*ダイオキシン類等の有害化学物質は、適切な管理が行われない場合、環境汚染を引き起こし、人の健康や生態系に影響を及ぼすおそれがあります。

そこで、市民や事業者に正しい理解、適正使用・管理を促していくため、啓発や指導を行っていくことが求められています。

(2) 都市環境と美化

本市の中心市街地は、緑豊かな都市空間の中に、商業施設、オフィス等が集積しており、賑わいのある景観を形成しています。また、電線地中化等により良好な景観を形成しています。

周辺市街地においては、緑地協定などの環境と共生した閑静なうらおいのある住居環境を形成しています。

一方では、ごみのポイ捨て、不法投棄、放置自転車などの地域生活における市民のマナーやモラルの低下に、市民一人ひとりが取り組むとともに、市や地域が連携して取り組む必要があります。

(3) 歴史的・文化的都市景観

本市には、多くの古墳群や筑後国府などの歴史的史跡が数多く残っており、地域の歴史的な特性を表す景観を形成しています。特に、本市は久留米藩の城下町であったことから、久留米城跡や社寺が集積したまちなみなど市街地において独特の景観を形成し、旧街道沿にある草野町周辺には貴重な歴史的まちなみが残っています。

また、青木繁旧居や坂本繁二郎生家は、貴重な歴史的遺産であるとともに、心豊かな地域づくりを進めるため、まちづくりや観光の拠点として活用を図ります。

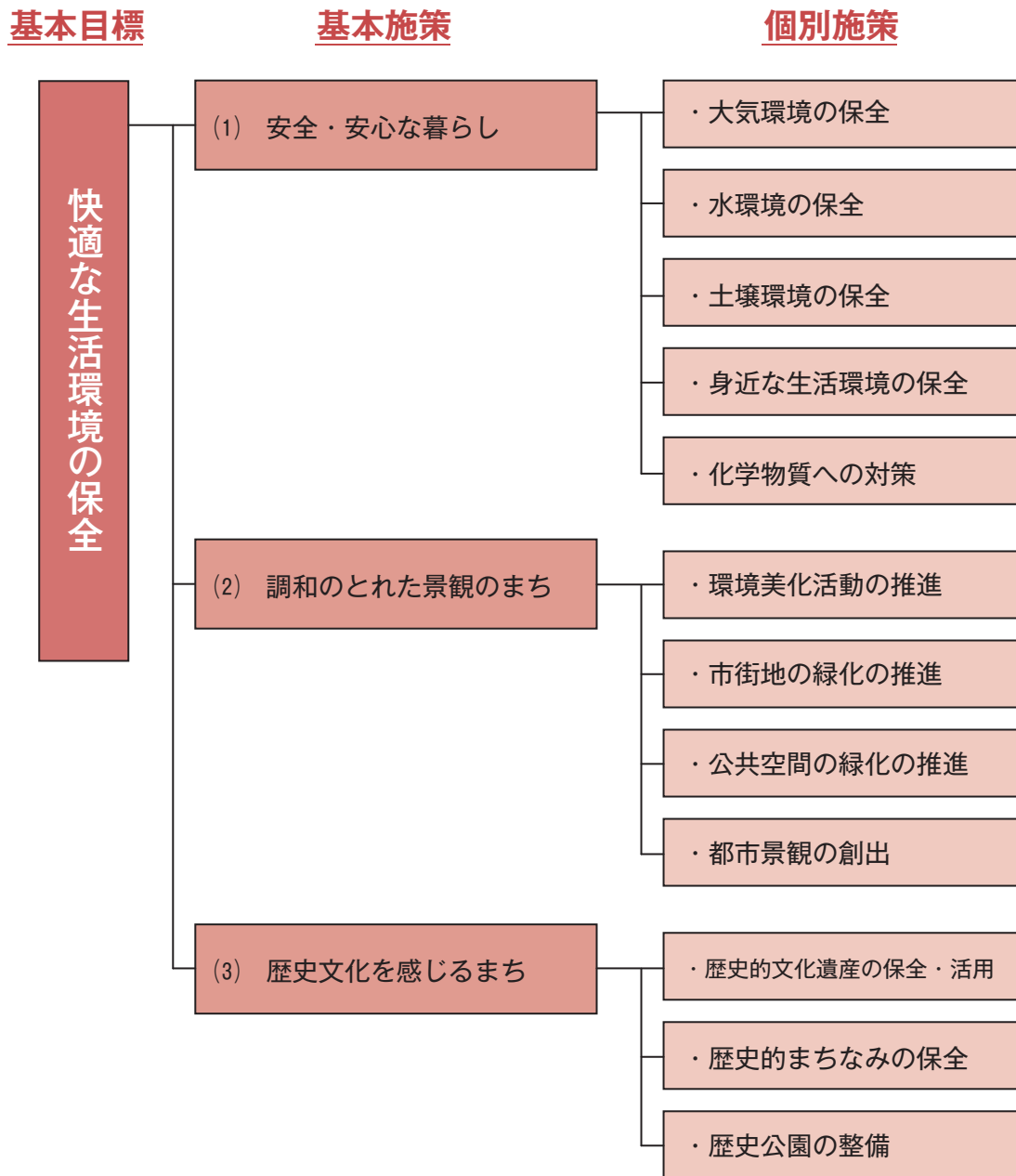
地域の個性を創り出している歴史的・文化的資源を発掘・保存・継承・活用し、市民が歴史・文化とふれあえる場の確保・整備が課題となっています。

2. 施策の基本的方向

市民が健康に暮らせて、水と緑豊かな魅力ある景観や地域の個性をつくり出す歴史的・文化的遺産があり、ゆとりとうるおいを感じるまち、市民が快適な生活環境の中で暮らすことのできるまちをめざします。

- 事業活動や日常生活の中から発生する様々な環境汚染の防止対策を進めることにより、市民が安全に安心して暮らせるまちをめざします。
- 市民参加によるまちの美化活動を積極的に進めるとともに、水と緑に囲まれた良好な都市景観と美しい自然景観との調和のとれた景観の保全・創出を進めます。
- 史跡や建造物などの歴史的景観や歴史的文化遺産の保全を図るとともに、歴史公園を整備し、市民の憩いの場として活用を図ります。

3. 施策の体系



4. 施策の内容

(1) 安全・安心な暮らし

① 大気環境の保全

- 公共交通機関の利用促進や低公害車の導入促進など、自動車による大気汚染の負荷低減に努めます。
- 光化学オキシダントに関する情報の収集を行うとともに、市民の健康被害の発生防止を含めた情報の提供に努めます。

② 水環境の保全

- 公共下水道、農業集落排水、浄化槽等の整備を推進します。
- 工場・事業場による水質汚濁を防止するため、工場や事業所の監視・指導体制の充実を図ります。また、法の規制対象外の小規模事業場に対しては、指導要領に基づいた指導を行います。

③ 土壌環境の保全

- 届出の際に、土壌汚染のおそれについて調査を実施します。
- 土壌汚染が発見された際は、土壌汚染拡大防止のために、土地所有者等に対し、土壌汚染についての適切な措置を行うように指導します。

④ 身近な生活環境の保全

- 自動車等による騒音・振動の監視測定を実施し、実態を把握し、改善に向けた対策等を図ります。
- 悪臭等の相談について、発生源の調査及び改善指導を行います。また、サービス業などから発生する*複合臭や、*特定悪臭物質以外の臭気に対応するため、規制方法についての検討を行います。
- 周辺地域の生活環境に影響を与える家庭でのごみの焼却をしないよう、啓発を行います。

⑤ 化学物質（ダイオキシン類）への対策

- ダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく、大気や河川などの一般環境中のダイオキシン類の調査を行うとともに、工場・事業場への立入調査などを実施し、適切な監視・指導を行っていきます。

(2) 調和のとれた景観のまち

① 環境美化活動の推進

- 「くるめクリーンパートナー制度」の充実を図り、清潔で快適なまちづくりに向けた啓発を行います。
- 市民の参加と協力を得た一斉清掃などの環境美化活動を進めます。

② 市街地の緑化の推進

- 緑豊かな都市景観やまちなみづくりのため、市民・事業者による緑化活動の支援を行います。

③ 公共空間の緑化の推進

- 市が管理している公共施設等では率先して緑化に努めます。



環境美化活動

④ 都市景観の創出

○都市河川や街路樹、都市公園等を活用した魅力ある都市空間を創出します。

(3) 歴史文化を感じるまち

① 歴史的文化遺産の保全・活用

○史跡や建造物などの歴史的文化的遺産や歴史的景観の保全に努めるとともに、地域の特性を活かした整備・活用を図ります。

② 歴史的まちなみの保全

○伝統あるまちなみの保存・活用を図ります。

③ 歴史公園の整備

○史跡、天然記念物等の環境整備を行い、地域の個性ある歴史公園の整備・活用を行います。



坂本繁二郎生家



おおはし歴史公園

第5節 みんなで考え、行動する <市民環境意識の向上と協働の促進>

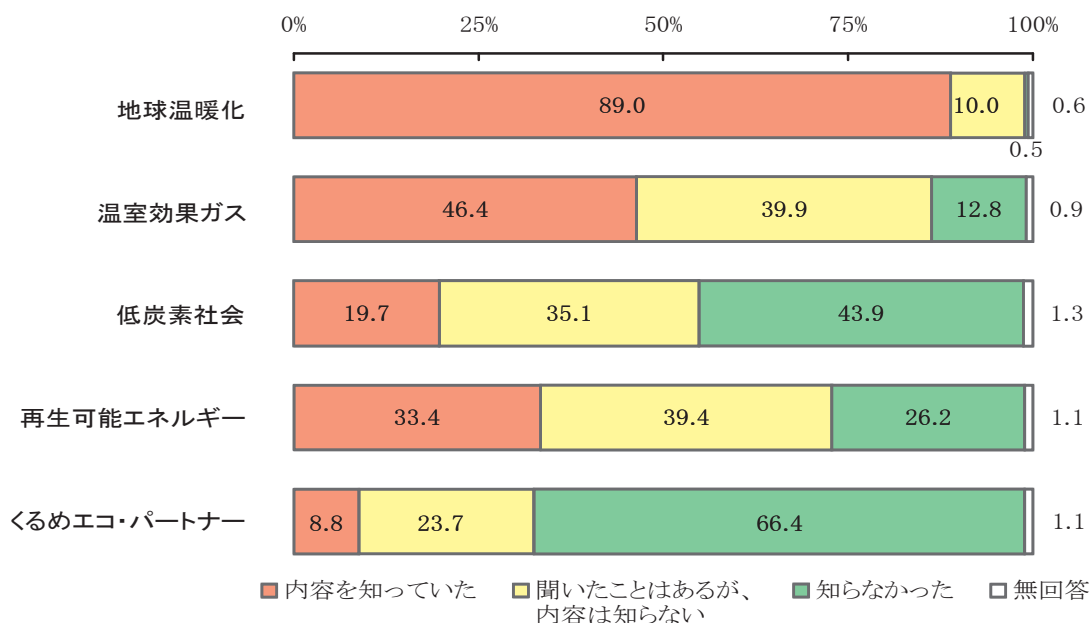
1. 現状と課題

(1) 環境行動力と生活スタイル

※地球温暖化に象徴される今日の環境問題は、市民の生活スタイルや事業者の行動様式に深く関わっています。そのため、環境教育・環境学習の果たす役割はこれまでに増して重要なものになっています。

小中学生を対象とした取組としては、小学4年生に環境副読本「みんなでリサイクル」を配布しているほか、※こどもエコクラブ（環境省実施）の支援活動などに取り組んでいます。また、「※学校版環境ISO」を小中学校全校に導入し、身近な学校生活から、学校ぐるみで地球にやさしい学校生活を継続してきました。

平成21年度市民意識調査では、環境に関する言葉の認知度についての結果は下の表のようになりました。「地球温暖化」や「※温室効果ガス」などは、多くの市民に周知されている反面、本市で推進している「※くるめエコ・パートナー」の認知度は8.8%と極端に低い結果となっています。この結果は、「地球規模」には詳しいが、「地域社会」のことは知らないという「知識」はあるが「行動」が伴わないといった、環境問題に特有の課題が浮き彫りとなっています。



また、『家庭で環境問題について話し合うか』の問いに対し、50歳代以下ではすべて10%未満となっています。本市は「リサイクル・分別」といった面では高い成果をあげています。しかし、これからの省エネ活動に関しては、家庭での取組が重要になってきます。今後は、次のステップとして「家庭で環境について話し合い、取り組む」が重要になってきます。本市では、「学校版環境ISO」を進めていますが、こうした子どもたちの活動が「家庭での話し合い」を通して広がるような啓発活動を、今後行っていくことが必要になります。

事業者に関しては、平成22年事業所アンケート調査で、積極的な環境保全に関する取組が見られる反面、取組の推進に関する課題として、コスト面が最も多い結果となりました。また、行政に対して、環境保全に対する財政的な支援、取組の支援が求められ、これらの支援の構築が必要になってきています。

(2) 市民協働

近年、市民、事業者及び地域コミュニティなどのまちづくり活動への関心が高まり、ボランティア活動やまちづくりに参加する動きが多く見られます。市民と行政が協働して道路や公園などの公共施設の美化に取り組む「くるめクリーンパートナー」は、多くの方が美化活動に取り組まれ、本市の環境美化が保たれています。

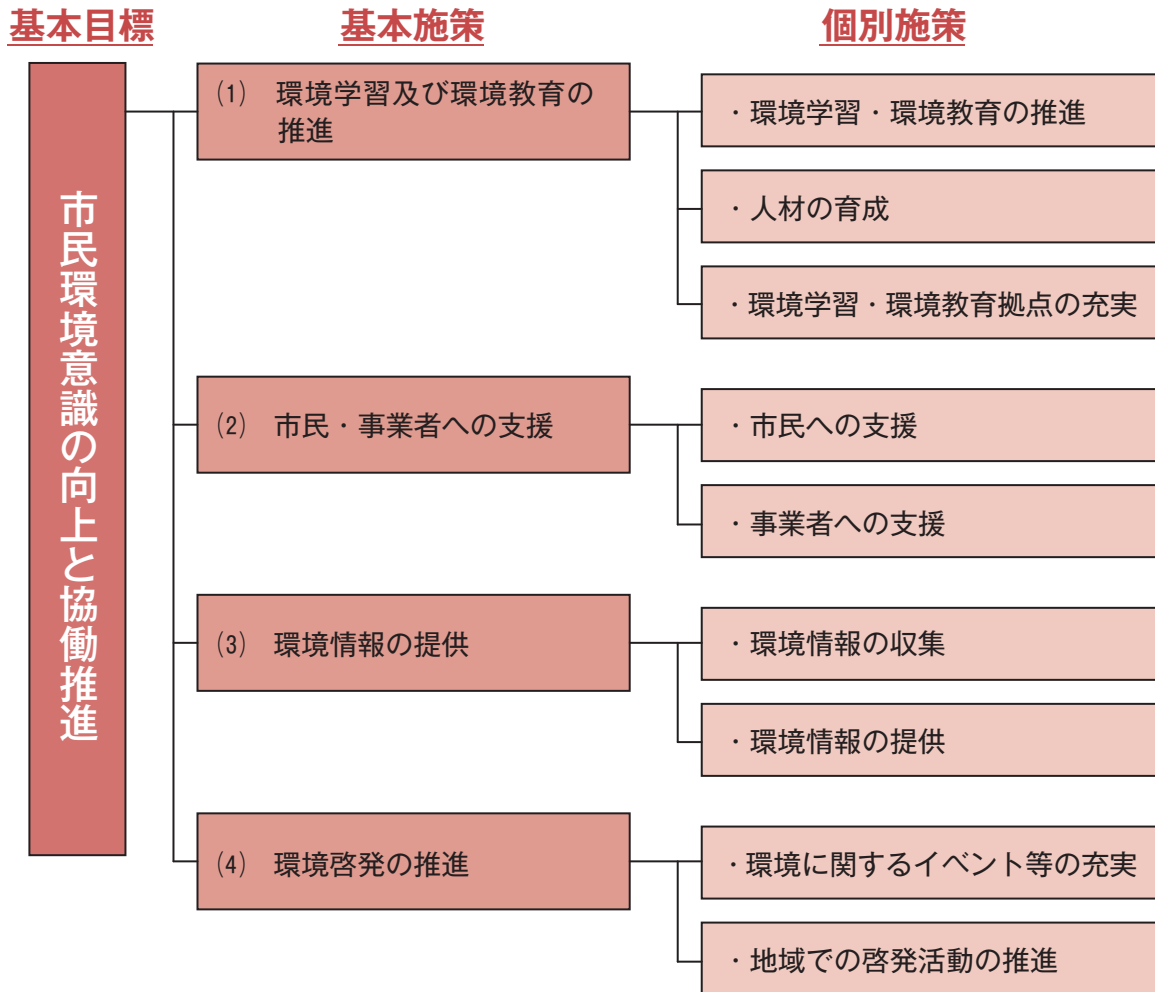
また、ごみ減量リサイクル、省エネ・省資源活動を市民、事業者、行政が一体となって推進していくために、「くるめエコ・パートナー」制度を実施しました。

2. 施策の基本的方向

環境学習や環境教育を進めるとともに、私たち一人ひとりが主体的かつ積極的に環境に配慮した行動に取り組むことにより、環境保全活動が推進されるまちをめざします。

- さまざまな場面において、環境学習や環境教育が活発に行われるように、学校教育や社会教育での取組の推進、指導者の育成、学習拠点の充実を進めます。
- 市民や事業者が環境活動を実施するうえでの有効な支援策を進めます。
- 市全体で環境活動を推進していくために、地域の環境問題に関する具体的な情報や、環境活動に関する情報を収集、提供し、参加、活動しやすい環境をつくります。
- 環境に関するイベント等の内容の充実や参加者の増加を図り、市民、事業者の積極的な環境配慮行動を促進します。

3. 施策の体系



4. 施策の内容

(1) 環境学習及び環境教育の推進

環境にやさしい生活スタイルへの転換を促します。

① 環境学習・環境教育の推進

- 市民や事業者等と連携を図り、環境学習、環境教育を推進します。
- 生ごみ循環セミナーや市民エコセミナー等、家庭で取り組めるエコ活動を中心とした講座を推進します。
- 小中学校環境教育プログラムの実施、副読本の制作を行います。

② 人材の育成

- 環境学習指導者（エコリーダー）の育成に努めます。



環境教室

○環境学習指導者（エコリーダー）の連携の強化とネットワークづくりを推進します。

③ 環境学習・環境教育拠点の充実

○学習拠点の場の確保とともに、その活用にあたっては、高等教育機関等との連携を図ります。

○農業公園、森林公園等における自然体験施設の活用を図ります。

(2) 市民・事業者への支援

市民、事業者における環境活動を促進します。

① 市民への支援

○「くるめエコ・パートナー」制度を推進します。

○「くるめクリーンパートナー」制度を推進します。

○環境活動団体等の育成・支援に努めます。

○環境活動の指導者・団体等を登録し、地域へ派遣できるシステムを構築します。

② 事業者への支援

○環境共生都市づくり協定の締結を推進し、啓発活動等で連携を強化します。

○事業者の環境配慮行動を促進するため、中小企業等に対する「*エコアクション21」の認証取得の支援・助成制度を実施します。

○環境産業の育成、支援に努めます。

(3) 環境情報の提供

積極的に環境に関する情報を収集し、提供します。

① 環境情報の収集

○環境の現状や環境にやさしい行動に関する情報を収集します。

○市民団体等の環境活動に関する情報を収集します。

② 環境情報の提供

○環境の現状や環境に関する制度、キャンペーン情報等の提供に努めます。

○広報くるめやホームページ、マスコミ等による様々な媒体を用いた環境情報の提供に努めます。

○「環境フェア」や「エコビジネスフェア」等で、情報の提供を行います。



環境フェア

(4) 環境啓発の推進

環境イベント等を充実し、市民、事業者の環境配慮行動を促します。

① 環境に関するイベント等の充実

- 「環境フェア」や「エコビジネスフェア」等の環境や3Rに関するイベントを推進します。
- 6月の環境月間や、10月の3R推進月間等における環境啓発の取組の充実を図ります。

② 地域での啓発活動の推進

- エコイベントマニュアルを活用して、市民、事業者の環境に配慮した行動を促進します。
- 「くるめエコ・パートナー」を活用して、市民の環境活動を促進します。
- 環境学習会や施設見学、体験学習等を実施することにより、環境意識の高揚に努めます。

「くるめクリーンパートナー」とは

公共施設の環境美化ボランティア制度です。個人や企業等の活動希望者は、道路、公園、河川などの公共施設の中から活動範囲を決めて、くるめクリーンパートナーに登録し、定期的に清掃等の美化活動を行います。

「環境共生都市づくり協定」とは

環境にやさしい取組を、それぞれの企業に合った内容で実践してもらい、省エネルギーや廃棄物削減を進めていくためのものです。協定を結んだ企業は、環境負荷を減らすための計画を作り、事業活動の中で、計画に沿った取組を従業員全員で実践していきます。

「エコイベントマニュアル」とは

市内では、年間を通して様々なイベントが開催されています。近年では、環境に配慮し「マイ箸やマイバッグ持参」等エコロジカルな企画が盛り込まれ始めています。しかし、現状は、周辺道路の混雑、使い捨て容器の使用等によるごみの発生、大量のエネルギーや資源の消費など、環境に大きな負荷をかけているのも事実です。

規模に関わらず、主催者・参加者ともに無理なく・楽しく、快適さを共有できるイベントを開催していただくために『エコイベントのすすめ』を作成しています。



第5章

計画のめざすもの

計画のめざすもの

第1節 数値目標

前章に掲げた施策の取組状況を確認するため、本市の環境面を象徴する成果指標を設定し、それぞれに掲げます。

低炭素社会の構築

久留米市の*温室効果ガス排出量の削減
(1990年比)

2007年度 **18%増加** → 2020年度 **25%削減**

地域での温室効果ガス削減対策を進め、低炭素社会づくりに取り組むことで、*地球温暖化の防止をめざします。

※「2020年までに1990年比で25%削減する」という政府方針にあわせた目標を設定

循環型社会の構築

市民一人一日あたりのごみの排出量

2009年度 **945グラム** → 2020年度 **920グラム**

3Rの推進に取り組み、生活や事業活動の中でごみ減量を実践していく社会をめざします。

※国の2015年度目標、2007年度排出量(1,020グラム)の5%削減に5%上乗せした10%削減で設定
参考：全国平均 1,033グラム(2008年度)

豊かな自然環境の保全と共生

緑の量
(公園・市民の森・保存樹木・花と緑の名所等の合計面積)

2010年度 **320ha** → 2020年度 **346ha**

自然・緑とふれあえる魅力あるまちづくりに努めます。

※公園等の整備面積の伸びを延伸推計した数値を目標として設定

快適な生活環境の保全

周辺環境の満足度
(満足・おおむね満足と答えた人の割合)

2010年度 **28.2%** → 2020年度 **50%以上**

豊かな自然と暮らしやすい生活環境を守り、将来へ引き継げるまちづくりに努めます。

※市民の半数以上が満足できることを目標として設定

第2節 行動計画

(1) 久留米市環境行動計画

数値目標の達成に向けて本計画を着実に推進するため、より実効的、具体的な取組について行動計画を策定し、各施策を計画的に実行します。

また、その進捗状況や取組結果を公表します。

(2) 久留米市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

環境基本計画に示す^{*}地球温暖化対策等に関する具体的な個別計画として位置づけ策定するものです。本市の特性や地域資源、社会状況を踏まえ、市民、事業者、市などが一体となって、地球温暖化防止に向け、^{*}温室効果ガスの削減等のための施策を展開するものです。

第6章

計画の推進体制

計画の推進体制

本計画がめざすまちの姿及び基本目標を実現するためには、市民、事業者、行政などすべての主体が環境についての情報を共有し、各主体が自らの責任と役割を理解した上での連携・協力など、環境に関する取組を支える仕組みづくりを進めていく必要があります。

このため、市民、事業者などの取組の支援を進め、さらに、定期的に取り組の実施状況を確認することにより、計画の進行管理を行います。

第1節 各主体の役割

(1) 市民（市民、地域コミュニティ組織、市民活動団体）の役割

市民は、日常生活において、ごみの発生抑制やリサイクル、省エネルギーなど身近にできることから実践することにより、環境への負荷の低減に努め、住みよい環境づくりに努めます。そのため、地球温暖化やごみ問題などの環境問題に関心を持ち、環境に関する理解を深め、環境保全につながるような生活スタイルに転換していきます。

また、地域コミュニティ組織の活動や、市民活動団体による緑化、美化、リサイクル、環境学習等の活動に積極的に参画し、各主体との連携を図っていきます。

(2) 事業者の役割

事業者は、すべての事業活動が環境にさまざまな影響を与えていることを認識し、環境保全の一層の取組を進めるとともに、事業活動のあらゆる段階において環境影響の把握・評価とその結果の公表に努めます。それにより、製品の製造、加工、流通、販売等を通じて、環境負荷の少ない社会の実現に向けた事業活動を実践していきます。

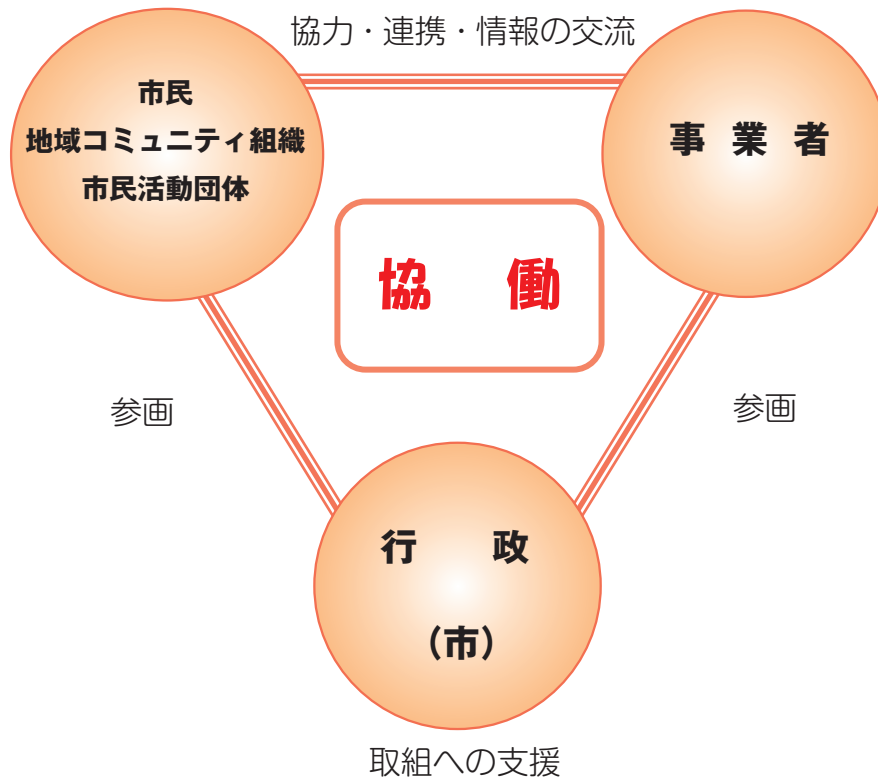
また、地域社会の一員として、地域の環境保全に向けた活動に積極的に取り組んでいくとともに、人的及び経済的な面などから地域の環境保全に向けた活動を行う市民等を支援するなど、社会貢献していきます。

(3) 市の役割

市は、本計画の推進に向けて、市民・事業者の自主的な取組を促進するため、積極的に支援するとともに、環境の保全・創出に関する施策を実施します。

また、市自らが事業者でもあり、消費者でもあるとの立場から、環境保全に関する行動を率先して実行していきます。

【主体間の関わりについて】



● 市民・事業者の行動指針

市民、事業者が日常の生活や活動の中で、積極的に環境に配慮した行動を実践していくための手がかりとなるように、「環境配慮行動指針」を策定します。

環境配慮行動指針のイメージ

■市民の環境配慮行動指針

家の中での行動、買い物をするときの行動、地域コミュニティを通じての行動など、日常生活の中でできる身近な行動などについて環境意識を高めていきます。

〔内容〕

- ・ 毎日の暮らしの中での環境配慮
- ・ 地域でできる環境配慮
- ・ 環境学習、保全活動への参加 など

■事業者の環境配慮行動指針

オフィス内での行動、製品の製造や販売における行動、農業生産における行動など、事業活動の中でできる行動について、事業者の自主的、積極的な行動を促していきます。

〔内容〕

- ・ 通常の事業活動での環境配慮
- ・ 構成員について環境教育、学習への積極的な取組
- ・ 地域社会の一員としての環境保全活動の推進
- ・ 環境保全活動への参加、支援
- ・ 地域環境活動へのスポンサーシップなどの社会貢献
- ・ 行政への協力 など

第2節 計画推進の仕組み

(1) 計画の普及・啓発

本計画を効果的に推進するため、積極的な広報や普及啓発資料の作成・配布などを行います。また、インターネットなど多様なメディアによる情報の提供を行うなど、広く本計画の浸透を図ります。

(2) 市民・事業者との協働による計画の推進

また、豊かな環境の保全と創造を実現するため、市民・事業者との協働を進め、具体的な行動を推進します。

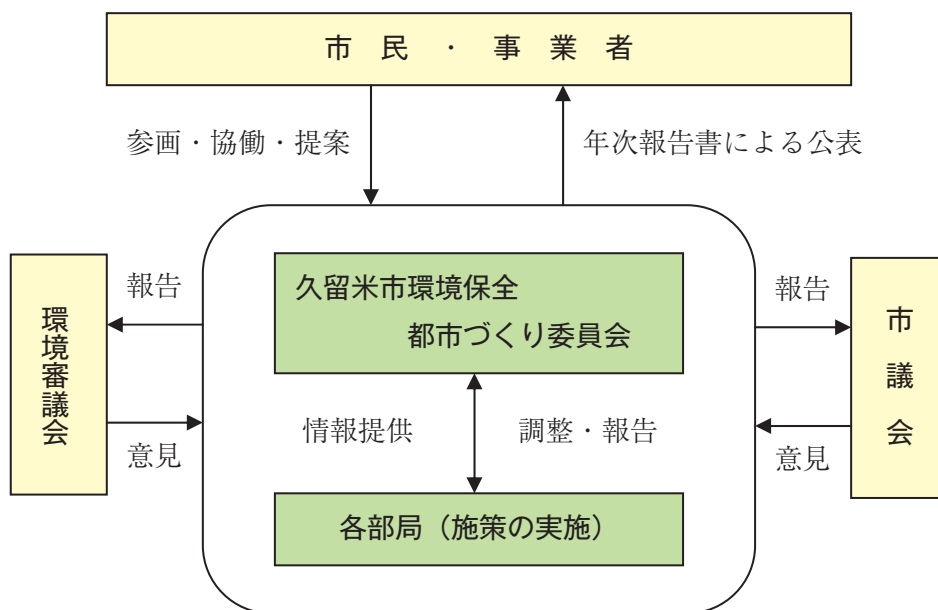
(3) 環境審議会

環境審議会は、環境の保全に関する基本的事項を調査・審議するために設置しており、学識経験者や市民などの代表者で構成されています。

環境基本計画の進捗管理を行うとともに、本計画の策定・見直しの際には、専門的かつ広範な見地から調査・審議を行います。

(4) 庁内体制

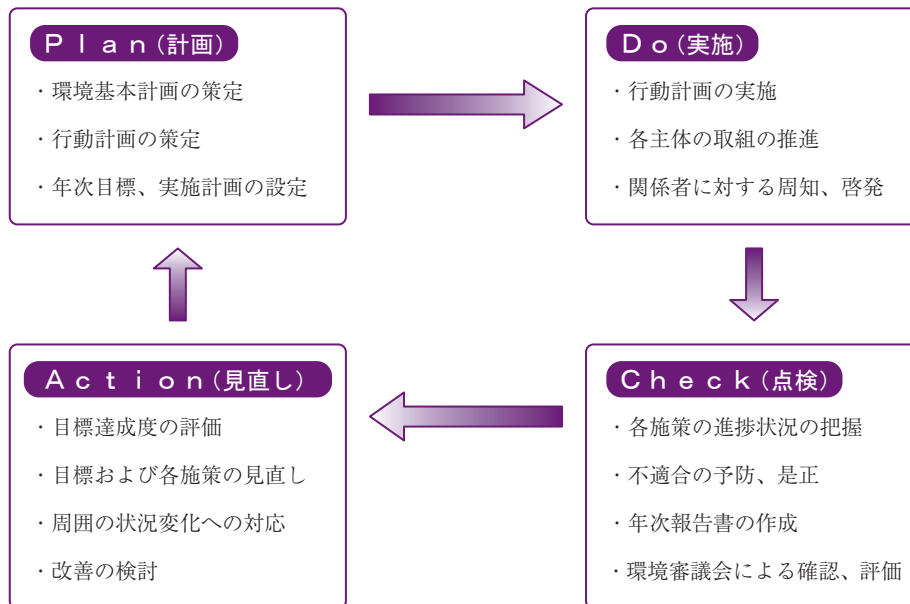
市の関係部局で構成する「久留米市環境保全都市づくり委員会」において、計画の進行管理と総合調整を行います。



(5) 環境マネジメントシステム

市の業務全般にわたって、環境配慮を行うための管理システムであり、行動計画に基づき決定した取組事項は、環境マネジメントシステムにより管理、評価します。

(PDCAサイクル)



「Plan (計画)」「Do (実施)」「Check (点検)」「Action (見直し)」の4段階を繰り返すことによって、進行状況における問題を継続的に改善していきます。

資料編

久留米市環境審議会の開催状況など

- 22年7月7日 第1回環境保全都市づくり委員会幹事会
策定体制・スケジュール・策定部会について
- 22年7月9日 第1回環境保全都市づくり委員会
策定体制・スケジュール・策定部会について
エコイベントマニュアルについて
- 22年7月12日 第1回環境審議会
諮問
策定体制・スケジュール・策定部会について
行動計画重点施策報告
- 22年7月22日 第1回環境審議会策定部会
部会長選任
久留米市環境基本計画概要について
行動計画集約結果報告（全施策）
- 22年7月28日 第1回環境保全都市づくり委員会
市民協働部会・都市環境部会・資源エネルギー部会
策定体制・スケジュール・策定部会について
久留米市環境基本計画概要について
- 22年8月2日 第1回環境部部内ワーキング
策定体制・スケジュール・策定部会について
久留米市環境基本計画概要について
- 22年8月11日 第2回環境審議会
骨子案について
策定部会報告
アンケート結果報告
行動計画集約結果
自然環境調査の概要について
- 22年8月17日 第2回環境審議会策定部会

- 環境基本計画 現計画の総括（案）について
環境基本計画案について
- 22年8月19日 **第2回環境保全都市づくり委員会市民協働部会**
環境基本計画 現計画の総括（案）について
環境基本計画案について
- 22年8月23日 **第2回環境保全都市づくり委員会都市環境部会**
環境基本計画 現計画の総括（案）について
環境基本計画案について
- 22年8月25日 **第2回環境保全都市づくり委員会資源エネルギー部会**
環境基本計画 現計画の総括（案）について
環境基本計画案について
- 22年8月26日 **第2回環境部部内ワーキング**
環境基本計画 現計画の総括（案）について
環境基本計画案について
- 22年9月2日 **第3回環境審議会**
環境基本計画 現計画の総括（案）について
環境基本計画案について
- 22年9月6日 **第2回環境保全都市づくり委員会幹事会**
環境基本計画 現計画の総括（案）について
環境基本計画案について
- 22年9月10日 **第3回環境審議会策定部会**
環境基本計画案について
- 22年9月14日 **第3回環境部部内ワーキング**
環境基本計画案について
- 22年9月15日 **第3回環境保全都市づくり委員会都市環境部会**
環境基本計画案について

- 22年9月16日 第3回環境保全都市づくり委員会資源・エネルギー部会
環境基本計画案について
- 22年9月17日 第3回環境保全都市づくり委員会市民協働部会
環境基本計画案について
- 22年10月5日 第2回環境保全都市づくり委員会
久留米市環境基本計画総括について
久留米市環境基本計画（案）について
- 22年10月8日 第4回環境審議会
久留米市環境基本計画総括について
久留米市環境基本計画（案）について
- 22年10月14日 第4回環境審議会策定部会
久留米市環境基本計画（案）について
- 22年10月19日 第3回環境部部内ワーキング
久留米市環境基本計画（案）について
- 22年10月19日 第4回環境保全都市づくり委員会都市環境部会
久留米市環境基本計画（案）について
- 22年10月20日 第4回環境保全都市づくり委員会資源・エネルギー部会
久留米市環境基本計画（案）について
- 22年10月22日 第4回環境保全都市づくり委員会市民協働部会
久留米市環境基本計画（案）について
- 22年10月22日 第3回環境保全都市づくり委員会幹事会
久留米市環境基本計画 現計画の総括について
久留米市環境基本計画案について
- 22年10月26日 第3回環境保全都市づくり委員会
久留米市環境基本計画 現計画の総括について
久留米市環境基本計画案について

- 22年10月29日 **第5回環境審議会**
久留米市環境基本計画総括について
久留米市環境基本計画（案）について
- 23年1月11日 **第4回環境保全都市づくり委員会幹事会**
久留米市環境基本計画（素案）に対するパブリックコメントについて
その他 ①環境基本計画の今後のスケジュール
②行動計画策定について
- 23年1月14日 **第6回環境審議会**
久留米市環境基本計画（素案）に対するパブリックコメントについて
- 23年1月17日 **第4回環境保全都市づくり委員会**
久留米市環境基本計画（素案）に対するパブリックコメントについて
その他 ①環境基本計画の今後のスケジュール
②行動計画策定について

22環政第112号

平成22年7月12日

久留米市環境審議会

会長 藤田 八 暉 様

久留米市長 檜 原 利 則

(環境部環境政策推進課)

久留米市環境基本計画について（諮問）

久留米市環境基本条例（平成11年久留米市条例第15号）第9条第3項の規定により次のとおり諮問する。

久留米市環境基本条例第8条第1項に規定する良好な環境の保全及び創造に関する基本的な計画（久留米市環境基本計画）は、平成12年に策定して以降の社会・経済の変化を踏まえ、いかにあるべきか。

平成23年 2月18日

久留米市長 榎 原 利 則 様

久留米市環境審議会
会長 藤 田 八 暉

久留米市環境基本計画について（答申）

平成22年 7月12日付け22環政第112号により、久留米市環境審議会に対してなされた「久留米市環境基本計画について（諮問）」については、別添のとおりとすることが適当であるとの結論を得たので答申する。

平成23年2月18日

久留米市長 檜原利則様

久留米市環境審議会
会長 藤田八暉

近年、地球温暖化など地球規模での環境問題の深刻化が大きな問題となっています。これは、産業活動など人間活動に伴う環境負荷が地球規模にまで拡大をした結果であり、人間のみならず地球上のあらゆる生物の生存基盤である地球の環境がこのままでは取り返しのつかない危機を迎えると危惧されています。それは、現在に生きる世代だけでなく、将来の世代まで脅かすほどの深刻な問題となっています。

地球規模での環境問題の危機は、大きく分けて3つ挙げられます。1つは地球温暖化の危機、2つ目が大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動による資源浪費による危機、そして3つ目が開発等の人間活動による生物多様性の大幅な喪失という生態系の危機です。この3つの危機は、人類が直面する最大の試練であるといえます。

こうした3つの危機に対処するため、環境への負荷が少ない持続可能な社会を実現する必要があります。このため低炭素社会、循環型社会、そして自然共生社会を実現していくことが求められています。また、持続可能な社会の実現にはこれらを個別に実現を目指すのではなく、統合的な取組をすることが不可欠です。

そのためには、国が持続可能な社会の構築のため必要な施策を一層強力に進めて行くことはもとよりとして、Think Globally, Act Locally（地球規模で考え、行動は足元から）で地域から取り組んでいかなければなりません。

久留米市において、環境負荷の少ない持続可能な社会を実現していくための取組を進めて行く際の基となるのが、久留米市環境基本条例に基づき策定される「久留米市環境基本計画」です。

現行の「久留米市環境基本計画」は、平成19年3月に策定されており、平成22年度で計画期間を終了し、22年度には全面的な見直しを行うこととされていることから、環境審議会として新しい環境基本計画のあり方についての調査審議に入ることとし、平成22年5月に市民・事業者を対象として実施した「久留米市のよりよい環境づくりのためのアンケート」から実質的に審議を始めました。

久留米市長から当審議会に対して平成22年7月に、新しい環境基本計画の策定について諮問がなされたのを受けて、本格的な審議を開始しました。併せて審議を効率的に進めるために基本計画策定部会を設置しました。

審議会では、先ず現行計画の総括を行い、そこから抽出された今後の課題と、5月に実施したアンケートの結果等を踏まえて、新しい環境基本計画の内容について精力的に審議を行い、「環境基本計画（素案）」を同年11月にまとめました。この後、パブリックコメントによる意見募集において提出された意見を反映すべく引き続き審議を行い、計6回にわたる審議を経て、このたび「久留米市環境基本計画について」の答申を取りまとめた次第です。

1 久留米市環境基本計画の要点について

本計画の期間は、2011年度（平成23年度）から2020年度（平成32年度）の10年間とします。

本計画では、計画の標題として「環境先進都市をめざして」を掲げ、めざすまちの姿は「環境が守られ、緑があふれ、活力に満ちた、心の豊かさが保たれたまち」とし、これを実現するための都市イメージを「環境先進都市 ずっと暮らしたい 心地よいまち グリーンエコシティくるめ」とします。

それを実現するための基本目標として、次の5つを設定するとともに、施策体系を提示します。

- 1 地球市民として、未来を守る〈低炭素社会の構築〉
- 2 「もったいない」の心があふれる暮らし〈循環型社会の構築〉
- 3 自然とふれあい、自然と生きる〈豊かな自然環境の保全と共生〉
- 4 心地よい暮らしを守る〈快適な生活環境の保全〉
- 5 みんなで考え、行動する〈市民環境意識の向上と協働の促進〉

さらに、計画のめざす数値目標として、次の4つの成果指標を設定します。

- ・久留米市の温室効果ガス排出量（1990年比）
2007年度18%増加 ⇒ 2020年度25%削減
- ・市民一人一日当たりのごみの排出量
2009年度945グラム ⇒ 2020年度920グラム
- ・緑の量
2010年度320ha ⇒ 2020年度346ha
- ・周辺環境の満足度
2010年度28.2% ⇒ 50%以上

2 久留米市環境基本計画の推進のために

本答申をもとに、市におかれては速やかに環境基本計画を決定されるとともに、計画に掲げた基本目標と施策の実施に向けて行動計画等の作成をお願いします。特に行動計画については、目標年次である2020年度までの期間において、必要な施策が実現できるように具体化のための取組を急いでいただきたいと思えます。併せて、その進捗状況について本審議会に定期的に報告いただき意見が反映されたものとなるようお願いします。

本計画がめざすまちの姿及び基本目標を実現するためには、市民、事業者、行政などすべての主体が環境についての情報を共有し、各主体が自らの責任と役割を理解して、連携・協力することにより進めていく必要があります。このため環境先進都市の実現に必要な施策を鋭意講じられるとともに、その取組を支える仕組みづくりを進められるようお願いいたします。

特に、本計画に掲げた数値目標等の実現を図るためには、市において環境部を中心として全庁的な取組が必要であります。新たな法制度や予算措置、また組織体制を含め配意いただきますようお願いいたします。

今後、本市の環境政策が本環境基本計画に基づき着実に実施されることにより、本市が「環境先進都市」として国内外に発信できるようになることを切に願っています。

以上

久留米市環境審議会委員名簿

委員名	所 属 等	備 考
池 田 博 子	久留米市女性の会連絡協議会 会長	
出 田 秀 人	田主丸町環境衛生連合会 会長	
内 野 孝 子	社団法人 久留米三井薬剤師会 理事	
大 森 洋 子	久留米工業大学 工学部 建築・設備工学科 教授	副会長
鬼 丸 すず子	福岡県地球温暖化防止活動推進員	
笠 井 望 美	久留米市農業協同組合 総務企画部総務課 課長代理	
古 賀 重 年	久留米商工会議所 環境エネルギー委員会 委員長	
坂 岡 庸 子	久留米大学 名誉教授	
高 橋 和 子	くるめクリーンパートナー 代表	
田 中 和 義	北野町環境衛生組合 組合長	
鶴 真紀子	久留米信愛女学院短期大学 ビジネスキャリア学科 講師	
富 安 伸 良	三潞町環境衛生協議会 会長	
中 鳶 裕 之	久留米工業高等専門学校 生物応用化学科 教授	
半 井 都枝子	社団法人 久留米医師会	
原 口 弘 壽	福岡県北筑後保健福祉環境事務所 環境長	
久 富 正 廣	久留米市校区まちづくり連絡協議会 会長	
中 野 武 則	久留米市地区環境衛生連合会 会長	
藤 田 八 暉	久留米大学 経済学部 文化経済学科 教授	会 長
古 里 和 夫	城島町環境衛生協議会 会長	
松 尾 和 巳	国土交通省 九州地方整備局 筑後川河川事務所 所長	

(20名)

久留米市環境基本条例

平成11年 3月31日
久留米市条例第15号

久留米市環境保全基本条例（昭和48年久留米市条例第47号）の全部を改正する。

目次

前文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 良好な環境の保全及び創造に関する施策

第1節 施策の基本方針等（第7条—第12条）

第2節 良好な環境の保全及び創造に関する基本的施策（第13条—第18条）

第3節 環境保全協定（第19条・第20条）

第3章 久留米市環境審議会（第21条）

附則

わたしたちは、昭和48年に久留米市環境保全基本条例を制定し、環境保全に係る基本的姿勢を示し、我がふるさとを水と緑の人間都市とするために懸命の努力を続けてきた。

しかしながら、豊かさや利便さを追求してきた生活の営みやそれを支えてきた社会経済活動は、資源やエネルギーの大量消費をもたらし、地球的規模の広がりとする将来の世代にわたる環境問題を生み出してきている。かけがえのない地球を守り、恵み豊かな環境を保全しながら将来の世代に引き継ぐことは、わたしたちの願いであり、また責務である。

わたしたちは、市、市民、事業者のすべてのものの協働による循環を基調とする社会の形成により、自然と人間とが共生し、持続的な発展が可能な都市・久留米を実現していくことを決意し、ここに、新たに久留米市環境基本条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、良好な環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、良好な環境の保全及び創造に関する施策の基本的な事項を定めることにより、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的かつ快適な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の

原因となるおそれのあるものをいう。

- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的かつ快適な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

- 第3条 良好な環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。
- 2 良好な環境の保全及び創造は、自然と人間とが共生し、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な循環を基調とする社会を構築することを目的として、すべてのものの公平な役割分担の下に、自主的かつ積極的な取組によって行われなければならない。
 - 3 地球環境保全は、市、市民及び事業者が自らの課題であることを認識して、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、良好な環境の保全及び創造に関し、市域の自然的社会的条件に応じた総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（市民の責務）

第5条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減その他の良好な環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する良好な環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に伴う環境への負荷の低減その他の良好な環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する良好な環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 良好な環境の保全及び創造に関する施策

第1節 施策の基本方針等

(施策の基本方針)

第7条 市は、基本理念の実現を図るために、次に掲げる基本方針に基づく施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 公害を防止することにより、人の健康の保護及び生活環境の保全を図り、市民が健康で文化的かつ快適な生活を享受できる社会を実現すること。
- (2) 水や緑に親しむことのできる都市空間、地域の個性を活かした美しい景観及び居住環境並びに良好な環境の保全及び創造に資する施設を整備することにより、潤いと安らぎのある快適な都市環境を創造すること。
- (3) 歴史的、文化的遺産を保存し、及び活用することにより、伝統と文化の香り高い都市環境を確保すること。
- (4) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保、森林、農地、河川等における多様な自然環境の保全、緑の創出等を図ることにより、自然と共生する豊かな環境を創造すること。
- (5) 廃棄物の減量、資源の循環的な利用並びにエネルギーの消費の抑制及び有効利用を積極的に推進することにより、循環を基調とする社会を実現すること。

(環境基本計画)

第8条 市長は、良好な環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、良好な環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定するものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 良好な環境の保全及び創造に関する目標
- (2) 良好な環境の保全及び創造に関する施策の大綱
- (3) 良好な環境の保全及び創造に関する配慮指針及び行動計画
- (4) 前3号に掲げるもののほか、良好な環境の保全及び創造に関する重要な事項

3 市長は、科学技術の進展、社会状況の変化等を勘案して必要があると認めるときは、環境基本計画を変更するものとする。

(環境基本計画の策定手続)

第9条 市長は、環境基本計画を策定する場合においては、あらかじめ市民、事業者又はこれらのものの組織する団体（以下「市民等」という。）の意見を反映するように努めるとともに、第21条に規定する久留米市環境審議会の意見を聴かなければならない。

- 2 市長は、環境基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 3 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(市の施策と環境基本計画との関係)

第10条 市長は、市の施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画の定めるところに従い、良好な環境の保全及び創造について配慮しなければならない。

(年次報告書の作成及び公表)

第11条 市長は、毎年、市域における環境の状況、環境基本計画に基づき実施された施策の状況等についての報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(推進体制)

第12条 市長は、市の機関相互の調整及び市民等との協力を図り、良好な環境の保全及び創造に関する施策を推進するための体制を整備するものとする。

第2節 良好な環境の保全及び創造に関する基本的施策

(公共的施設の整備の推進)

第13条 市は、良好な環境の保全及び創造に資するため、下水道、廃棄物処理施設、公園その他の公共的施設の整備を積極的に推進するものとする。

(緑豊かな環境の確保)

第14条 市は、森林その他の緑が有する良好な環境の保全上の機能を重視し、森林等の保全及び整備、市街地等における緑化の推進並びに緑に包まれた魅力ある都市空間の形成に努めるものとする。

(環境教育及び環境学習の振興)

第15条 市は、良好な環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興に資するため、良好な環境の保全及び創造に関する啓発活動の推進、人材の育成、市民相互の交流の機会の拡充その他の必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の自主的な活動の促進)

第16条 市は、市民等が自主的に行う再生資源に係る回収活動、緑化活動、環境美化活動その他の良好な環境の保全及び創造に資する活動が促進されるように、これらの活動に対する助成、技術的な指導又は助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(監視等の体制の整備)

第17条 市は、環境の状況を把握し、及び良好な環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定等の体制を整備するものとする。

(国、他の地方公共団体等との協力)

第18条 市は、良好な環境の保全及び創造に関する施策の推進に関し広域的な対応が必要な場合は、国、他の地方公共団体等と協力して、その推進に努めるものとする。

第3節 環境保全協定

(環境保全協定の締結)

第19条 市長は、事業者と協働して良好な環境の保全及び創造に資する活動を実施するため、市長が別に定める事業所と環境保全協定について協議し、その締結に努めなければならない。

(環境保全協定の内容)

第20条 環境保全協定は、次に掲げる事項について定めることができるものとする。

- (1) 公害の防止に関すること。
- (2) 緑化の推進に関すること。
- (3) 省エネルギー、再生製品の使用、廃棄物の減量・適正処理、環境に配慮した施設整備その他環境への負荷の低減に関すること。
- (4) 環境保全活動等への従業員の自主的参加の支援に関すること。
- (5) 環境管理体制等の整備に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、良好な環境の保全及び創造に資する活動に関すること。

第3章 久留米市環境審議会

(環境審議会)

第21条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、久留米市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、良好な環境の保全及び創造に関する重要事項

3 前2項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。

(経過措置)

5 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の久留米市環境保全基本条例第6条第1項に規定する久留米市環境保全審議会の委員に委嘱されている者は、この条例の施行の日に審議会の委員に委嘱された者とみなす。

用語集

あ 行

一定規模以上の開発等

3,000㎡以上の土地の形質変更(掘削や切土、盛土など)を行うことです。

一般廃棄物

一般家庭から排出される家庭ごみ(生活系廃棄物)の他、事業所などから排出される産業廃棄物以外の不要物(オフィスごみ)などの事業系一般廃棄物などをいいます。また、し尿や家庭雑排水などの液状廃棄物も含まれます。

雨水浸透施設

各家庭の屋根に降った雨水を地下に浸透させるために宅地内に雨水浸透ますを設置するなど、雨水排水に関して、流出抑制施設を用いることにより、なるべく地中に浸水させることをいいます。

エコアクション21

環境省が平成8年より、中小事業者等の幅広い事業者に対して、自主的に「環境への関わりに気づき、目標を持ち、行動することができる」簡易な方法を提供する目的で策定された制度です。

エネルギー問題

化石燃料(石炭・石油等)による地球環境破壊の問題と代替エネルギー(化石燃料に変わる新エネルギー)開発の問題です。

オゾン層

地上から10~50km上空の成層圏と呼ばれる領域のオゾン(O₃)が豊富な層のこと。大気

中のオゾンは、その約90%が集まっており、通常、この成層圏オゾンを「オゾン層」と呼びます。オゾンは酸素原子3個からなる化学作用の強い気体で、生物にとって有害な太陽からの紫外線の多くを吸収しています。

オフセット・クレジット(J-VÉR制度)

自らの排出削減が困難な部分を他での排出削減・吸収で相殺する「カーボン・オフセット」の促進及びこれを通じて国内における温室効果ガス排出削減・吸収活動のより一層の推進を図るため、国内の排出削減・吸収活動により実現される一定の品質が確保された温室効果ガス排出削減・吸収量を、市場を流通する「オフセット・クレジット(J-VÉR: Japan Verified Emission Reduction)」として認証するための制度です。

温室効果ガス

大気中の二酸化炭素やメタンなどのガスは太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがあります。これらのガスを温室効果ガスといいます。

温室効果ガスにより地球の平均気温は約14℃に保たれているが、仮にこのガスがないと-18℃になります。産業革命以降、温室効果ガスの大気中の濃度が人間活動により上昇し、「温室効果」が加速されています。

か 行

カーシェアリング

複数の人が自動車を共同で保有して、交互に利用することをいいます。

概況調査

地域の全体的な地下水質の状況を把握するために実施している調査です。

河岸段丘

河川の流路に沿って発達する階段状の地形をいいます。

学校版環境ISO

本市の小・中学校の児童・生徒が、国際的な環境規格であるISO14001に準じた環境を守る仕組み（学校版環境ISO）に基づき、環境を守る活動を実践することにより、環境に対する意識を高めていくことを目的にして取り組んでいます。

感覚公害

人の感覚を刺激して不快感を与える公害を、感覚公害と総称します。具体的には、悪臭や騒音、振動などがあります。

環境基準

環境基本法に基づき、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として国が定める環境保全行政上の目標数値をいいます。現在、大気、水質、土壌、騒音及びダイオキシン類について基準が定められています。

環境マネジメントシステム（環境管理システム）

企業などの事業者が、自主的、積極的に環境保全のために取る行動を計画・実行・評価することであり、(1)環境保全に関する方針、目標、計画等を定め、(2)これを実行、記録し、(3)その実行状況を点検して、(4)方針等を見直すという一連の手続きのことをいいます。代表的なものに、ISO14001などがあります。

かん養

地表の降水や河川水が帯水層（地下水によって飽和している地層）に浸透し、地下水が供給されることをいいます。

気候変動に関する国際連合枠組条約**（気候変動枠組条約）**

大気中の温室効果ガスの濃度の安定化を究極的な目的とし、地球温暖化がもたらす様々な悪影響を防止するための国際的な枠組みを定めた条約です。

汽水域

海水と淡水が混じりあう水域をいいます。

京都議定書

1997年12月に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）において採択されたもので、批准した各国の温室効果ガス排出量について法的拘束力のある数値目標が設定されるとともに、排出量取引、共同実施、クリーン開発メカニズムなどの温室効果ガス削減のための新たな仕組みが合意され、2005年2月に発効しました。

区域の指定等（指定区域）

土壌汚染が見つかった際に、市がその区域を指定します。この区域になった場合は、汚染土壌の拡散を防止するために、土壌汚染に対する措置や、その土地の形質変更の制限があります。なお、この区域については、平成22年4月から措置が必要な場合の「要措置区域」と、形質変更を行う場合に届出が必要な「形質変更時要届出区域」となっています。

ぐるめエコ・パートナー

市民の生活を省エネルギー・省資源型の生活へと切り替えていくために、市民・事業者

の皆さんと行政が一緒になって地球温暖化防止活動（エコ活動）への取組を進めていく制度です。

久留米市地球温暖化防止実行計画

本市の事務・事業に関し、自ら事業者・消費者としての環境負荷低減のための取組を推進し、「地球温暖化対策の推進に関する法律」で求められている温室効果ガスの削減を達成することを目的として策定されたものです。

継続監視調査

これまでに地下水の汚染が確認された地域について、継続的に監視を行うために実施している調査です。

ゲリラ豪雨

集中豪雨の中でも、非常に狭い地域の中で短い時間で驚異的な大量の雨が降る局地的豪雨のことを、ゲリラ豪雨と呼びます。

光化学オキシダント

大気中の窒素酸化物や炭化水素などが、太陽からの紫外線により光化学反応を起こし生成されるオゾンなどの有害な物質の総称です。この物質によるスモッグを光化学スモッグといい、ある濃度以上になると目がチカチカしたりのどが痛くなったり、植物に悪い影響が出たりすることがあります。

光化学オキシダントの濃度が高くなると、県から注意報等が発令されます。

後背湿地

自然堤防などの微高地の背後にできる平坦で低い地形をいいます。

国際エネルギー機関（IEA）

加盟国におけるエネルギーの安全保障と安

定需給を目的とする国際機関をいいます。加盟国におけるエネルギーの安全保障と安定的な需給構造確立を目的として、第1次石油危機後の1974年に設立されました。

国内排出量取引制度

京都議定書で決められた温室効果ガス削減の数値目標を達成するための国内対策の補完制度のことです。京都メカニズムのひとつ、国際排出量取引と同じ原理です。

排出権取引（制度）とは、全体の排出量を抑制するために、あらかじめ国や自治体、企業などの排出主体間で排出する権利を決めて割振っておき（排出権制度）、権利を超過して排出する主体と権利を下回る主体との間でその権利の売買をすることで、全体の排出量をコントロールする仕組みをいいます。

国連環境開発会議

1972年6月にストックホルムで開催された国連人間環境会議の20周年を機に、1992年6月にブラジルのリオ・デ・ジャネイロで開催された首脳レベルでの国際会議をいいます。地球サミットと呼ばれることもあります。

国連食糧農業機関（FAO）

国連の専門機関のひとつ。農業、林業、水産業等の分野における幅広い諸問題について関心を持ち活動をしています。

こどもエコクラブ

次代を担う子どもたちが地域の中で主体的に、地域環境・地球環境に関する学習や活動を展開できるように支援するため、1995年に発足した事業です。小・中学生数人～20人程度でグループをつくり、大人の連絡係（サポーター）を加えて年度ごとに登録する制度です。

コンパクトシティ

徒歩による移動性を重視し、様々な機能が比較的小さなエリアに高密に詰まっている都市形態のことをいいます。

さ 行

最終処分

廃棄物が、リユース・リサイクルされない場合、最終的に埋め立てされることをいいます。

再生可能エネルギー

有限で枯渇の危険性を有する石油・石炭などの化石燃料や原子力と対比して、自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すエネルギーの総称をいいます。

具体的には、太陽光や太陽熱、水力（ダム式発電以外の小規模なものを言うことが多い）や風力、バイオマス（持続可能な範囲で利用する場合）、地熱、波力、温度差などを利用した自然エネルギーと、廃棄物の焼却熱利用・発電などのリサイクルエネルギーを指し、いわゆる新エネルギーに含まれています。

産業廃棄物

廃棄物処理法（1970）により定められている、事業活動に伴って発生する特定の廃棄物をいいます。多量発生性・有害性の観点から、汚染者負担原則に基づき排出事業者が処理責任を有するものとして現在20種類の産業廃棄物が定められています。

酸性雨

化石燃料などの燃焼で生じる硫黄酸化物や窒素酸化物などが大気中で反応して生じる硫酸や硝酸などを取り込んで生じると考えられるpHの低い雨・霧・雪などのことをいいます。

一般的には、pH5.6以下のものをいい、この数値が小さいほど酸性が強いことを示しています。

資源回収奨励制度

子ども会・自治会・児童会・保護者会などの地域住民団体がその地域内の家庭からでる新聞・雑誌・段ボールアルミ缶などの資源を回収し、資源回収業者に引き渡しを行い、その回数・量により、市から地域活性化の一環と位置付け資源回収登録団体に支援（奨励金の交付）を行う制度です。久留米市内で約300団体が活動を行っています。

自然堤防

河水によって運搬されてきた土砂が、高水、洪水等の際に河道の周囲に沿って堆積して形成された微高地。

循環型社会

環境への負荷を減らすため、自然界から採取する資源をできるだけ少なくし、それを有効に使うことによって、廃棄されるものを最小限におさえる社会のことをいいます。

節水機器

水使用量を削減するために蛇口、シャワー、水洗トイレ等の水使用機器に設けられるもので、節水コマ、節水型シャワー、節水型トイレ等があります。

扇状地

河川によって形成され、谷口を頂点として平地に向かって扇状に開く半円錐形の砂礫堆積地。

た 行

ダイオキシン類

ダイオキシン類は、主に塩素を含む物質を燃やした時や化学物質を製造する過程などで生成されるもので、水には溶けにくいものの油に溶けやすい、また、熱に強く分解されにくいといった特徴があります。また、動物に対して発ガン性や生殖毒性、免疫毒性などを有すると言われています。

断層山地

地震などの断層運動によって生じた山地をいいます。

地球温暖化

人間の活動の拡大により二酸化炭素(CO₂)をはじめとする温室効果ガスの濃度が増加し、地表面の温度が上昇することをいいます。

地球温暖化対策の推進に関する法律

地球温暖化防止京都会議(COP3)で採択された「京都議定書」を受けて、まず、第一歩として、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めたものです。

地球環境問題

人類の将来にとって大きな脅威となる、地球的規模あるいは地球的視野にたった環境問題のことをいいます。

中間処理

人為的に管理された環境の下で、物理・化学的または生物学的な手段によって、廃棄物の形態、外観、内容、特性等を変え、生活環境の保全や人の健康に支障が生じないようにすることをいいます。最終処分(埋立ておよ

び海洋投入)に至るまでに行われるさまざまな無害化ないし安定化・減容化処理をいいます。

中水

雨水や排水を再生処理してトイレや散水に利用する水のリサイクルシステムのことをいいます。上水と下水の中間に位置することから中水といわれています。

中水はトイレ洗浄水、冷却用水、河川や用水路、淡水湖補給水、植栽散水用水、庭への散水などに再利用されています。

沖積層

流水によって運ばれてきた土砂が積み重なった地層をいいます。

沖積平野

河川の堆積作用によってできた平野をいいます。

低炭素社会

地球温暖化からの脱却を図り、環境保全と経済社会の発展を実現するため、温室効果ガス排出量を大幅に削減し、気候に悪影響を及ぼさない水準で大気中の温室効果ガス濃度を安定化させる社会です。

透水性舗装

道路や歩道を間隙の多い素材で舗装して、舗装面上に降った雨水を地中に浸透させる舗装方法のことをいいます。

地下水の涵養や集中豪雨等による都市型洪水を防止する効果があるため、主に、都市部の歩道に利用されることが多いです。

また、通常のアスファルト舗装に比べて太陽熱の蓄積をより緩和できるため、ヒートアイランド現象の抑制の効果もあるといわれて

います。

特定悪臭物質

不快なおいの原因となり、生活環境を損なうおそれのある物質のうち、悪臭防止法において指定されたもののことです。

現在は、アンモニア、硫化水素など22の物質が指定されています。

特定外来生物

外来生物とは、元々その地域に生息していなかったのに、人間の活動によって海外などから入ってきた生物のことです。日本の野外に生息する外来生物は、確認されているだけでも約2,000種に上ります。

外来生物には、ブラックバスやアライグマ、カミツキガメのように、生態系や農林水産業、人体への影響が懸念されている生物がいることから、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」の中で、問題を引き起こす海外起源の外来生物を特定外来生物として指定しています。特定外来生物は、その飼養、栽培、保管、運搬、輸入などの取扱いが規制されています。

特定建設作業

建設工事として行われる作業の内、著しい騒音・振動を発生する作業をいいます。くい打ち機やさく岩機、空気圧縮機（コンプレッサー）などを使用する作業などが規制対象となります。

特定施設

騒音・振動規制法では、著しい騒音や振動を発生する特定の機械設備を特定施設と定めています。

特定有害物質

土壤汚染対策法において、特定有害物質として、25物質が定められています。

都市・生活型公害

自動車の排ガスによる大気汚染、自動車等の騒音、生活雑排水等による中小河川の汚濁、地下水の過剰汲み上げ等による地盤沈下など都市の生活行動や産業活動が環境に過度の負荷をかけることによって発生する公害のことをいいます。

土壤汚染対策

汚染が広がらないように行う対策で、土壤汚染においては、盛土や掘削除去、封じ込めなどの措置が決められています。

な 行

内陸型気候区

年平均気温が15～16℃、年降水量1800mm前後で、気温の日較差と年較差が最も大きく、風も比較的弱い地域で、佐賀、福岡、熊本県の有明海、島原湾に面した平野部の地域が含まれます。

二酸化いおう（SO₂）

気体は「亜硫酸ガス」ともいいます。有毒で、石油や石炭の燃焼時にいおう分が酸化すると二酸化いおうとして排出され、大気汚染の原因となります。有毒で無色、刺激臭があり、粘膜質、特に気道に対する刺激作用があります。

二酸化窒素（NO₂）

大気中に排出される窒素酸化物のほとんどが二酸化窒素です。有毒で赤褐色の刺激性のある気体であり、水に溶解しにくいという特

性を持っているため、人体に吸収されると肺深部に達し、肺水腫などの原因となります。

熱回収（サーマルリサイクル）

廃棄物を焼却処理するだけでなく、焼却の際に発生するエネルギーを回収・利用することをいいます。廃棄物の焼却熱は、回収した廃棄物を選別した後の残渣処理にも使われます。

は 行

パーク・アンド・ライド

従来都心部まで自動車を乗り入れていた通勤者等が、自宅の最寄り駅に近接した駐車場に駐車し、そこから都心部へは公共の鉄道やバスなどで移動するよう誘導するシステムのことをいいます。

バイオマス

生物（バイオ）の量（マス）を合わせてできた言葉です。動物の排泄物を含め1年から数十年で再生産できる植物体を起源とするものを指します。

複合臭

ある発生源から規制基準値を下回る悪臭物質が多種排出され、これらが相加・相乗されるなどして人の嗅覚に強く感じられることをいいます。

浮遊粒子状物質（SPM）

大気中に浮遊する、粒径が10ミクロン（1ミクロンは1ミリメートルの1000分の1）以下の物質をいいます。ディーゼル車の排出ガス、工場のばい煙、道路粉じんなどが主原因とされ、人の気道や肺胞に沈着し、呼吸器疾患を起こします。環境基準が定められていま

す。

分別推進員

旧久留米地域で、平成10年度から燃やせるごみの集積所の責任者及び資源物集積所の代表者を分別推進員として任命しています。地域におけるごみ減量・リサイクルに関する指導啓発や細かな分別収集体制の確立など、市と地域のパイプ役として活動し、成果をあげています。

変成岩

火成岩や水成岩が、地球内部の熱や圧力の作用により性質が変化したものをいいます。

や 行

溶融スラグ

焼却灰などを1300℃以上という高温で溶かし、これを固めて黒いガラス粒状の物質にする処理した物のことをいいます。

ら 行

レアメタル

資源としては存在量が少ない、もしくは存在量が多くても採掘が難しいため産出量が少ない希少金属をいいます。

レッドデータブック

野生生物の保全のためには、絶滅のおそれのある種を的確に把握し、一般への理解を広める必要があることから、環境省は、レッドリスト（日本の絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト）を作成・公表し、これを基にしたレッドデータブック（日本の絶滅のおそれのある野生生物の種についてそれらの生息状況等を取りまとめたもの）を刊行していま

す。福岡県でも同様に、福岡県版のレッドデータブックを作成しています。

国際自然保護連合(IUCN)が作成している絶滅のおそれのある世界の動植物のデータ集が、危機をあらわすために表紙に赤色を使用していることからこの名前と呼ばれています。

A～Z

BOD（生物化学的酸素要求量）75%値

微生物によって水中の有機物が酸化・分解される際に消費される酸素の量を表したもので、その値が大きければ有機物が多く、水質汚濁の度合いが高いことを意味します。75%値とは、n個の日間平均値を小さいものから並べたときに、 $0.75 \times n$ 番目にくる数値です。河川のBODについては、この75%値を環境基準と比べて達成状況の判断を行います。

IPCC（気候変動に関する政府間パネル）

各国の研究者が政府の資格で参加し、地球温暖化問題について議論を行う公式の場として、国連環境計画（UNEP）及び世界気象機関（WMO）の共催により1988年11月に設置されたものです。温暖化に関する科学的な知見の評価、温暖化の環境的・社会経済的影響の評価、今後の対策のあり方について検討を進め、国際的な対策を進展させるための基礎となる情報を集積し、公表しています。

t-CO₂

温室効果ガスにはメタンや二酸化炭素など、たくさんの種類があります。これらは大気中の寿命や赤外線吸収特性などから、それぞれ温室効果の強さ（地球温暖化係数）が異なります。そこで、温室効果ガスの排出量を二酸化炭素の量に換算したものが、t-CO₂です。

ずっと暮らしたい心地よいまち グリーンエコシティくるめ

久留米市環境基本計画

2011年3月

編集・発行 久留米市 環境部 環境政策推進課
〒830-8520 福岡県久留米市城南町15-3
TEL 0942-30-9146
FAX 0942-30-9715
E-mail : kansei@city.kurume.fukuoka.jp

デザイン・印刷 永松印刷